

女子差別撤廃条約実施状況

第3次報告

(仮訳)

平成5年10月

(参考)

女子差別撤廃条約実施状況第3次報告（仮訳）

記 載 項 目

はじめに

本報告書の説明

第1部 日本女性の現状

1 人口及び人口動態

- ・ 総人口に占める女性の割合
- ・ 高齢人口に占める女性の割合
- ・ 平均寿命
- ・ 出生数、出生率、合計特殊出生率
- ・ 婚姻件数、婚姻率、平均初婚年齢
- ・ 離婚件数、離婚率
- ・ 平均世帯人員、世帯人員別世帯構成割合
- ・ 妊産婦死亡率、乳児死亡率（性別）
- ・ エイズ感染者に占める女性の割合
- ・ 障害者に占める女性の割合

2 教育

- ・ 高等学校への男女別進学率
- ・ 短期大学・大学への男女別進学率
- ・ 大学における専攻分野別男女別割合
- ・ 短期大学・大学における女性教職員数及び割合
- ・ 新規学卒者の男女別就職率

3 就業

- ・ 労働力人口に占める女子の割合
- ・ 女子の完全失業率・労働力率
- ・ 女子の年齢階級別労働力率（M字型）
- ・ 女子の配偶関係別労働力率
- ・ 従業上の地位別女子就業者数の割合
- ・ 産業別女子雇用者数及び割合
- ・ 職業別女子雇用者数及び割合
- ・ 女子労働者の労働条件等

賃金

労働時間

- ・ 女子労働者の組織率
- ・ パートタイム労働の動向

- ・ 職場におけるセクシュアル・ハラスメント
- 4 農林漁業に従事する女性の地位
- ・ 農林漁業従事者に占める女性の割合
 - ・ 農林漁業に従事する女性の地位
　　経済的地位
　　方針決定への参画状況
- 5 男女平等に関する世論調査結果
- ・ 男女の地位の平等感
 - ・ 男女が平等になるために最も重要なこと
- 6 民間女性団体（N G O）等の活動
- (1) 国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会
 - (2) 国連婦人開発基金（ユニフェム）日本国内委員会
 - (3) その他のN G Oの動き
- 7 その他
- (1) 民法の家族法の改正について
 - (2) 外国人女性に係わる売春等について

第2部 総論

- 1 婦人（女性）問題担当大臣の任命
- 2 婦人問題企画推進本部機構
 - (1) 組織と任務
 - (2) 国内本部機構の充実
- 3 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（第一次改定）について
- 4 法的整備等国の主要な施策
 - (1) 小・中・高校における家庭科男女必修の実施
 - (2) 育児休業法の施行
 - (3) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の成立
 - (4) 労働基準法の改正
 - (5) 第2次女子労働者福祉対策基本方針の策定
 - (6) 介護休業制度等に関するガイドラインの策定
 - (7) 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の成立
 - (8) 児童手当法の改正
 - (9) 看護婦等の人材確保の促進に関する法律の成立
 - (10) 沿岸漁業改善資金助成法施行令の一部改正
 - (11) 婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告
- 5 広報・啓発・情報提供等
 - (1) 「日」「週間」「旬間」「月間」の設定等
 - (2) 白書等の公表
 - (3) マス・メディアによる広報・啓発
 - (4) 国立婦人教育会館の女性学習情報システムを通じての情報提供

- (5) その他の活動
 - i 婦人問題企画推進有識者会議の活動
 - ii 各種の会議の開催

6 地方公共団体の活動

第3部 各論

1 第2条

- (1) 女子の犯罪被害
- (2) 女性に対する暴力の予防・抑制
 - i 刑法に基づく処罰規定
 - ii 売春の違法性

2 第3条

- (1) 国内本部機構の充実
 - i 本部機構の在り方に関する検討会による検討及び報告の提出
 - ii 上記の報告に関する推進体制の整備についての本部決定

- (2) 障害をもつ女性のための施策

3 第4条第1項

- (1) 国の審議会等委員の女性の割合に関する目標値の設定
- (2) 地方公共団体の審議会等委員への女性の登用促進に関する協力要請
- (3) 女子再就職希望者に対する援助の促進

4 第5条(a)

- (1) マス・メディア等に対する理解・協力の要請
- (2) 婦人週間等の啓発活動
- (3) 政府が行う広報における取組
- (4) その他（地方公共団体等の活動例）

5 第5条(b)

- (1) 父親の家庭教育への参加の促進等
- (2) 保育所地域子育て支援事業

6 第6条

- (1) 売春関係事犯の検挙件数
- (2) 要保護女子の保護更生
 - i 婦人相談所
 - ii 婦人相談員
 - iii 婦人保護施設

7 第7条(a)

- (1) 国会議員に占める女性の増加と女性衆議院議長の誕生
- (2) 女性閣僚の就任
- (3) 国の審議会等における女性委員
- (4) 地方公共団体の議会の議員、首長、審議会等委員等に占める女性
 - i 地方議会における女性議員の割合

- ii 市区町村の首長に占める女性
- iii 都道府県の副知事及び指定都市の助役に占める女性
- iv 地方公共団体の審議会等における女性委員

8 第7条 (b)

- (1) 婦人自衛官の職域拡大
- (2) 婦人警察官の積極的採用と職域の拡大

9 第8条

- (1) 国際会議への女性の参加
- (2) 国際機関等への女性の参加
 - i 国際機関
 - ii 女性の大使

10 第9条

特に記載事項なし。

11 第10条

- (1) 国立婦人教育会館における男女平等推進のための新規事業等
- (2) 家庭科の男女必修の実施

12 第11条

第1項 (a) ~ (c)

- (1) 男女雇用機会均等法の施行状況

第1項 (d)

- (2) 男女同一労働同一報酬の原則の徹底

第1項 (e)

- (3) 「女性の職業能力発揮のための社会制度等の見直し」に関する建議

第2項 (c)

- (1) 育児休業法の成立と施行
- (2) 介護休業制度等の普及促進
- (3) 事業所内託児施設助成金制度の新設
- (4) 働く女性のための就業支援事業

13 第12条

- (1) 家族計画
- (2) エイズ・HIV対策

- i 新国内行動計画（第一次改定）の具体的施策としての組入れ
- ii エイズ・HIV対策の現状
- iii エイズに関する正しい知識の啓発普及

14 第13条

沿岸漁業改善資金助成法施行令の一部改正

15 第14条

- (1) 「新しい食料・農業・農村政策の方向」の公表
- (2) 「新しい農山漁村の女性 2001年に向けて」（農山漁村の女性に関する中長期ビジョン懇談会報告書）を受けた施策の推進

(3) 具体的な施策

16 第15条

特に記載事項なし

17 第16条

婚姻法制の見直し

はじめに

- 1 本報告は、我が国が1985年に批准した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」又は「本条約」と略称）の第18条の規定に基づき国連事務総長に提出する3回目の報告である。
- 2 なお、我が国は、1回目の報告を1987年3月に提出し、同報告（CEDAW/C/5/Add.48）は、1988年2月に第7回女子差別撤廃委員会において審議された。また、2回目の報告（CEDAW/C/JPN/2）は、1992年2月に提出され、1994年の第13回女子差別撤廃委員会で審議されることとなっている。
- 3 本報告は、2回目の報告の作成時点（1991年7月）から1993年9月までの約2年間の我が国における女子差別撤廃条約の実施に関する進展及び今まで報告していなかったことを中心に記述している。また、本報告では、第1部において日本女性の現状について記述している。
- 4 2回目の報告を国連事務総長に提出した後、婦人問題企画推進有識者会議出席者に対し説明会を開催するとともに、日本文仮訳を広く関係国会議員、政党関係者、主要な女性の団体関係者、ジャーナリスト、地方公共団体婦人問題担当者等に配布した。
また、本報告を作成するに当たっては、2回目の報告に対する各種の女性の団体や研究者等の意見を参考にするとともに、その内容につ

いて、婦人問題企画推進有識者会議出席者に諮った。

婦人問題企画推進有識者会議は、我が国の女性に関する施策を総合的に推進するための国内本部機構である婦人問題企画推進本部の本部長（内閣総理大臣）の私的諮問機関であり、その出席者は、婦人問題に関し優れた識見を有する者で、全国的な女性の団体の代表者、研究者、ジャーナリスト、労働組合女性代表等我が国の多方面の女性を代表する者を含んでいる。

5 今後とも、本条約の締約国として我が国政府は、女性に対するあらゆる差別を取り除き、男女間の真の平等の実現を目指し、引き続き努力していく決意である。

第1部 日本女性の現状

1 人口及び人口動態

1992年の我が国の人口は約1億2,445万人、うち女性が約6,336万人、男性が約6,110万人である。女性は男性に比べ約226万人多く、総人口の50.9%を占めている。

我が国では急速に高齢化が進行しているが、その傾向は特に女性において顕著である。65歳以上の老人人口に占める女性の割合は、1992年では59.4%であり、この割合は今後も大きく変化しないと予測されている。

平均寿命は1992年で女性82.22歳、男性76.09歳となっており、男女共に世界最長である。

1992年の出生数は約120万9千人、出生率（人口千対）は9.8で、出生数及び出生率共に減少又は低下傾向にある。この結果、1992年の合計特殊出生率（一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）は1.50で、史上最低であった前年（1.53）よりさらに低下した。出生率の低下は、主として20代の女性の未婚率の著しい上昇によるものであり、未婚率の上昇をもたらした要因としては、女性の経済力の向上や様々なライフスタイルの選択が可能になってきたことに比し、現在の社会の仕組みにおいては、家事、育児に対する女性の負担感が軽くならないことなどが挙げられている。

1992年の婚姻件数は75万4,441件、婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）は6.1で、婚姻件数及び婚姻率共に、1990年以降は増加又は上

昇傾向にある。平均初婚年齢は妻26.0歳、夫28.4歳で、両者共に一貫して上昇傾向にある。

離婚については、1992年には17万9,191件、離婚率（人口千人当たりの離婚件数）は1.45で、離婚件数及び離婚率共に、1990年以降は増加又は上昇傾向にある。なかでも婚姻期間の長い夫婦の離婚が増加している。

世帯規模については、一般世帯の平均世帯人員は減少傾向にあり、1990年には3人を割って2.99となった。

一般世帯をその世帯員相互の続柄によって家族類型に分類してみると、1990年では、世帯主と親族関係にある世帯員のいる「親族世帯」が一般世帯の76.7%を占め、「単独世帯」が23.1%を占めている。また、65歳以上の高齢の親族がいる世帯は一般世帯の26.4%を占めており、一貫して増加傾向にある。

1991年の妊産婦死亡率は出生十万対9.0（戦後最高は1955年の178.8）であり、1992年の乳児死亡率は女子は出生千対4.0、男子は出生千対5.0（同1947年は女子72.0、男子81.0）で、両者共に非常に低い水準にある。

1992年の1年間に国内で新たに発見されたエイズ患者及びHIV感染者数（血液製剤による感染例を除く。）は493人であり、前年の238人と比較し大幅に增加了。また、血液製剤による感染例を除いた場合、女性のエイズ患者及びHIV感染者数は男性の当該数を上回っている（1992年女性291人、男性202人）。なお、実際のHIV感染者数は報告されている数の8.7倍に上ると推計されている。

身体障害児・者数は1991年には約294万8千人であり、そのうち女

性の在宅身体障害者数は約115万人、男性の当該数は約150万2千人である。また、精神薄弱児・者数は1992年には約38万5千人であり、そのうち女性の在宅精神薄弱児・者数は約11万千人、男性の当該数は15万8千人である。

2 教育

1992年の女子の高等学校等への進学率は96.2%（男子93.9%）であり、1969年以来男子のそれを上回っている。女子の大学・短期大学への進学率も年々上昇しており、1992年には女子40.8%、男子37.0%と1989年以来男子のそれを上回っている。大学のみの進学率は1992年には女子17.3%、男子35.2%といまだに男女間で開きがあるが、1980年（女子12.3%、男子39.3%）に比べると男女差が縮小している。

1992年の大学の学部における関係学科別の女子比率を見てみると、女子が過半数を占めている学科は家政98.3%、芸術66.8%、人文科学66.4%、教育54.8%となっている。一方、女子の占める割合が低い学科について1980年と比較すると、かなり伸びているのは社会科学17.4%（1980年は8.2%）、農学26.9%（同11.5%）であり、理学19.8%（同15.9%）、工学5.5%（同1.5%）はわずかに伸びている。

1992年には、短期大学における女性教職員数は8,141人（1980年6,320人）、教員総数の中で女子の占める割合は38.5%（同38.6%）となっており、1980年と比較すると人数は増加したが割合はほぼ同じである。大学における女性教職員数は12,380人（同8,630人）、教員総数の中で女子の占める割合は9.6%（同8.4%）となっており、1980年と比較すると人数、割合共に上昇している。

1992年には、短期大学卒業者の就職率は女子が86.8%、男子が70.6%、大学卒業者においても女子が80.4%、男子が79.7%でいずれも女子の方が高い。進学者等を除いた卒業生の中で就職する者の割合で見ると、男女ともこの10年で上昇しているが、特に女子の伸び率が高く、短期大学卒業者については女子89.9%、男子81.3%、大学卒業者については女子84.9%、男子89.4%となっている。

3 就業

我が国の女子労働力人口（就業者＋完全失業者数）は増加傾向にあり、1992年には2,679万人と労働力人口の40.7%を占めている。また、1992年の女子労働力人口のうち就業者は2,619万人、完全失業者は60万人、失業率は2.2%（男子2.1%）であった。

女子労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）も上昇傾向にあり、1992年には50.7%（男子77.9%）となった。労働力率を年齢階級別に見ると、1992年において、20～24歳層（75.6%）及び45～49歳層（72.0%）を左右の頂点とし、30～34歳（52.7%）を底とするいわゆるM字型カーブを描いている。このM字型カーブについては、我が国においては結婚・出産等により就業を中断し、育児期後に再就職する者が多いことを表しているが、このM字型カーブは全体として上方にシフトしている。

また、労働力率を配偶関係別に見ると、1992年には、未婚で57.4%、有配偶で52.9%、死別・離別で32.7%となっている。1992年の女子就業者2,619万人のうち、雇用者は1,974万人（女子就業者に占める割合75.4%）、自営業主は263万人（同10.0%）、家族従業者は375万

人（同14.3%）となっており、雇用者の割合が一貫して高まる一方、自営業主及び家族従業者の割合は減少し続けている。

産業別に女子雇用者を見ると、1992年では、サービス業が618万人（女子雇用者総数に占める割合31.3%）で最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店が538万人（同27.3%）、製造業が494万人（同25.0%）となっており、これら3産業に女子雇用者の83.6%が働いている。これを1980年と比較してみると、製造業の割合が低下し、サービス業及び卸売・小売業、飲食店の割合が上昇している。

職業別に女子雇用者を見ると、1992年では、事務従事者が689万人と最も多く、次いで技能工、製造・建設作業者が385万人、専門的・技術的職業従事者が271万人、販売従事者が251万人、保安職業、サービス職業従事者222万人となっている。

職業別の女子比率を見ると、事務従事者（59.3%）、保安職業、サービス職業従事者（52.6%）で過半数を超えており。また、管理的職業従事者の女子比率は1980年の5.1%から1992年の7.9%と比率は低いながらも上昇している。

また、1992年の女子の平均勤続年数は7.4年で、男子の12.5年に比べ短いものの、1980年の6.1年に比べ伸びている。

男女の平均賃金の格差を単純にパートタイム労働者（同一企業の一般労働者より一日の所定労働時間又は一週間の労働日数が少ない労働者）を除く雇用者の賃金で見た場合には、1992年において女子の所定期額は男子を100とすると61.5となっている。これについては、以下のようない由が考えられる。

我が国においては、学校卒業後直ちに企業に就職し、企業内の訓練

や配置転換による経験や技能の習得と並行して賃金が上昇するシステムが一般的であるので、前述のように、一般的に男子より勤続年数が短い労働者が多い女子の場合、賃金が低くなる傾向がある。

そこで、年齢、勤続年数について条件を同一にするために学歴ごとの標準労働者（学校卒業後直ちに企業に就職して同一企業に継続勤務している労働者）の賃金を見ると、1992年において、高卒の場合20歳台で女子の賃金は男子の賃金の約9割であり、差の最も大きい50歳前後では約7割となっている。

これに加え、男女の就業分野が異なること、従事する職務が異なること、女子の管理職の割合が低いこと等も影響している。

労働時間について見ると、女子の方が短く、事業所規模30人以上で、1992年における1人平均月間総実労働時間は女子は150.2時間、男子は172.2時間となっており、男女共に前年より減少した。

このような男女間の労働時間の差は、女子については男子と異なり時間外労働、休日労働等についての法制上の制約があることや、パートタイム労働者が多いこと等によると考えられる。

女子の労働組合員数については、1992年には352万人で前年より増加しているが、推定組織率は17.6%で低下し続けている。しかし、組合員総数中に占める女子の割合は28.2%であり、1980年の27.6%と比較して上昇している。

パートタイム労働者数に代わる指標として、週間就業時間が35時間未満の非農林業の短時間雇用者数（以下「短時間雇用者」という。）を見ると、短時間雇用者は一貫して増加を続け、1992年には868万人となっている。短時間雇用者の中で女子が占める割合は68.2%であり、

女子短時間雇用者が女子雇用者全体に占める割合は30.2%である。

また最近の雇用における問題としては、職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）がある。セクシュアル・ハラスメントについてはその定義が明確でなく、実態把握が十分なされていないが、近年、女子労働者からのセクシュアル・ハラスメントに係わる相談や告発も見られ、地裁の判決ではセクシュアル・ハラスメントには直接言及しないが、民法の不法行為に当たるとして、女子労働者が勝訴した事例がある。

4 農林漁業に従事する女性の地位

農林漁業に従事している女性は、1992年には 181万人で男性 194万人とほぼ同じであるが、家族従業者が74.6%を占めている。

労働報酬について見ると、1988年現在農業所得から自分の取り分を得ている女性は42.3%である。また、資産について、自分名義の金融資産が「ある」と答えた者の割合は64.1%であるが、自分名義の不動産が「ある」と答えた者の割合は8.6 %にすぎない。

農業者の公的年金としての「農業者年金」の加入者に占める農家の女性の割合は、自分名義の不動産が無い女性が多いため、1992年では4.2 %にとどまっている。

女性の社会活動への参加、地域の農林水産業に関する方針決定の場への参画等については、近年徐々に状況が改善されてきているものの、依然として低調である。例えば、女性の占める割合は、農業委員については1991年で0.16% (62,166人中 101人) 、農業協同組合の正組合員（個人）については1991事業年度で12.2% (552万 6 千人中67万 5

千人)、農業協同組合の役員については1991事業年度で0.11% (66,538人中73人) にすぎない。なお、農業協同組合の中には、女性の組合経営への参画の促進を図るために、法的な役職ではないが、女性を「参与」に任命しているところがある。

5 男女平等に関する世論調査結果

政府が1992年11月に行った男女平等に関する世論調査によると、各分野で男女の地位は平等になっていると思うかどうか聞いた結果は、男女とも半数以上が「平等」と答えた分野は学校教育の場（女性58.0%、男性63.8%）のみであり、他の分野においては、男性の方が優遇されているという者が男女共に多く、特に政治の場（女性81.7%、男性73.3%）、社会通念・慣習・しきたりなど（女性78.8%、男性73.7%）で多くなっている（統計資料36表参照）。

また、同調査によると、今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために最も重要と思われるものは何かを聞いた結果は、男女共に「女性自身が経済力をつけたり、知識、技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」（女性28.1%、男性27.8%）、「女性をとりまく様々な偏見や固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること」（女性26.3%、男性27.3%）と答えた者の割合が高くなっている（統計資料37表参照）。

6 民間女性団体（N G O）等の活動

(1) 国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会

我が国の全国各地では多数の女性の団体やグループが各種の草の根の活動を展開している。1975年、全国的な規模をもつ41の女性の団体が初めて連携をとり、「国際婦人年日本大会」を開催し、我が国における行動計画の策定等に関する決議を行った。これらの団体は「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会」（略称「国際婦人年連絡会」）を組織し、それ以降女子差別撤廃条約早期批准等の要望書や「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の推進等に関する要望書を婦人問題企画推進本部長（内閣総理大臣）に提出するなど、女性の地位向上を目指して積極的な活動を展開している。1993年9月現在、構成団体は52となっている。

(2) 国連婦人開発基金（ユニフェム）日本国内委員会

前述の国際婦人年連絡会が、指定都市が設置している団体、即ち、（財）横浜女性協会及び北九州市アジア女性研究・交流フォーラム等と協力して、1992年11月、国連婦人開発基金（ユニフェム）日本国内委員会を設立し、広報や募金活動を通じて、開発途上国の女性の生活向上を支援する国連婦人開発基金への協力活動を開始した。

(3) その他のN G Oの動き

上述のN G Oのほか、女子差別撤廃条約の研究を行っている団体など、各地で活動を展開している多数の女性団体やグループが存在している。これらのN G Oは、その関心が趣味・文化活動から女性の立場での環境保全・消費生活改善活動、アジアとの友好のための活動まで幅広い分野にわたっており、団体自身の施設や地方公共団体が設立している婦人会館・女性センター等を活動拠点としている。また、相互に情報を交換したり、共同で活動を行ったりするための

全国レベルから都道府県レベル・市町村レベルまでの連絡会や協議会が結成されている例も多く見られる。

7 その他

(1) 民法の家族法の改正について

我が国の法制においては、夫婦は夫または妻の氏を称することとなっているところ、現実には、98%の夫婦が夫の氏を夫婦の氏として選択している。この場合、女性が氏を変更することになり、女性が社会活動を行う上で不都合が生じるので、夫婦が別の氏を名乗ることを認めるべきであるという意見もある。

法務大臣の諮問機関である法制審議会は、民法上の婚姻及び離婚法制の見直し作業を進めているが、上記のような意見が存在するところから、その中の一つの問題として、夫婦が別氏を称することを認めるかどうかについても検討を進めている。

(2) 外国人女性に係わる売春等について

東南アジア諸国等から観光目的等で我が国に入国し、滞在期限が経過した後も不法に滞在している外国人女性の中には、諸種の事情により売春やわいせつ等の風俗事犯に関与するものも多く見られることから、政府の売春対策審議会は、1990年4月、これらの防止対策として、売春事犯取締りの強化・入国審査の強化、査証審査の強化とともに、相談、援護体制の強化、途上国への経済協力の推進等についての要望を総理大臣に提出した。このような外国人女性への援護、協力については、N G O も力を入れている。

第2部 総論

1 婦人（女性）問題担当大臣の任命

1992年12月の宮沢内閣の改造に際し、内閣官房長官が婦人問題を総合的に推進するため行政各部の所管する事務の調整を担当することを目的として我が国初の婦人問題担当に任命された。

1993年1月に婦人問題担当大臣は全国女性リーダー会議へ出席し、その出席者と懇談を行い、女性のニーズの把握に努めたほか、女性の政策方針決定への参画の促進（後述）等について取組を行った。

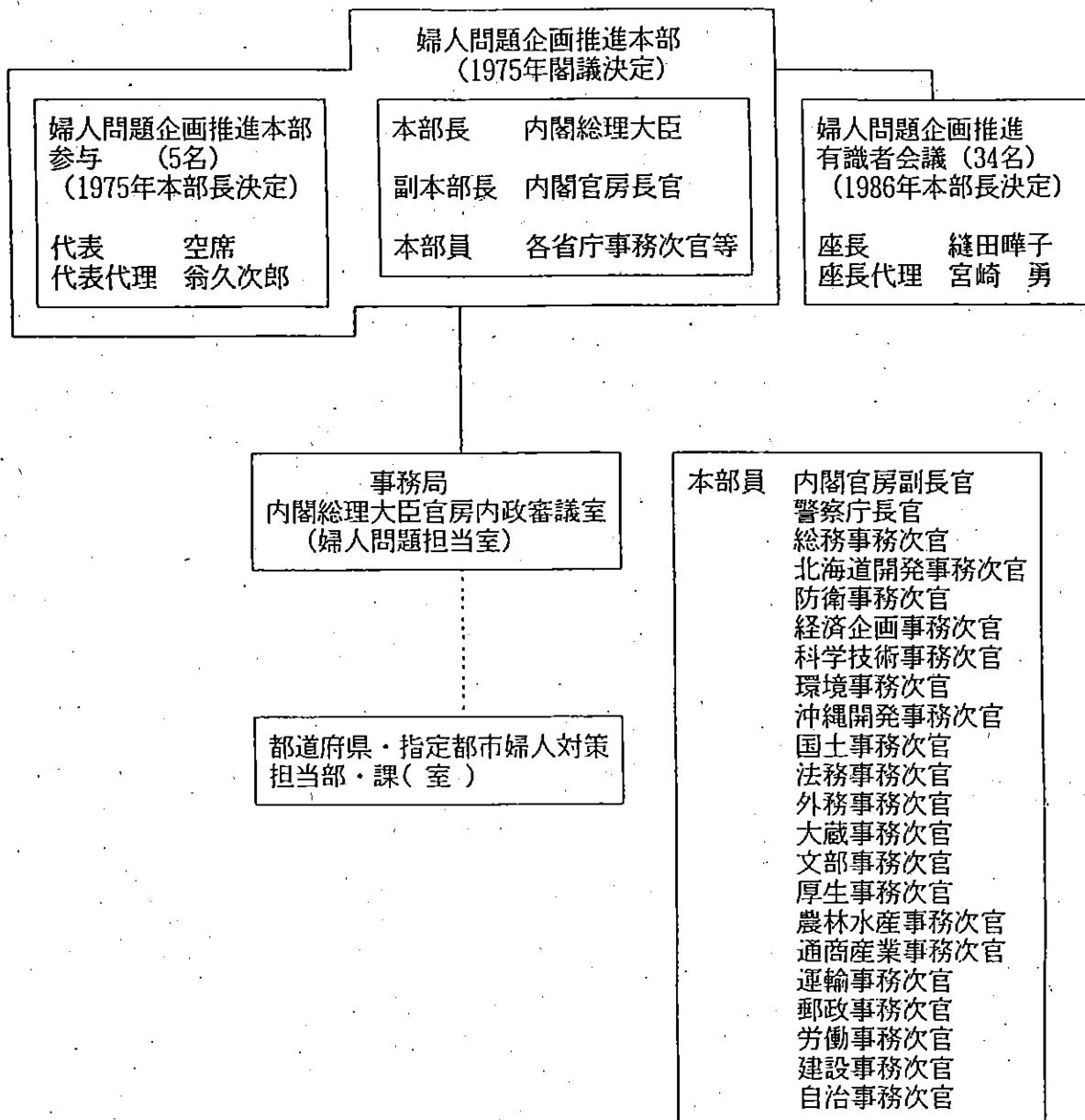
また、1993年8月9日発足の細川内閣においても、引き続き内閣官房長官が女性問題担当に任命された。

2 婦人問題企画推進本部機構

(1) 組織と任務（次頁参照）

婦人問題企画推進本部機構図

1993年8月15日現在



※ 婦人問題企画推進本部

「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議における決定事項の国内施策への取り入れ及び女子差別撤廃条約の実施に伴う施策その他婦人に関する施策について、関係行政機関相互間の事務の緊密な連絡及び総合的かつ効果的な対策の推進

※ 婦人問題企画推進本部参与

婦人に関する施策の推進状況のフォローアップ、婦人問題に関するモニタリングその他本部の推進する対策に必要に応じて参画

※ 婦人問題企画推進有識者会議

婦人に関する施策の企画及び推進に資するための参考と意見の開陳

(2) 国内本部機構の充実

婦人問題企画推進本部は、本部機構の充実強化を図るため、1993年7月、政府としての具体的取組の方向を明らかにした「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」の決定を行った。その経緯については、第3部各論2の第3条の項参照。

3 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（第一次改定）について
「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（1987年策定）の具体的施策の推進期間が1990年度に終了したこと、国連において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の実施のペースを早めることが勧告されたことをも踏まえて、婦人問題企画推進本部は1991年5月、同計画の第一次改定を行った。

同計画は、その目標を「男女共同参画型社会の形成」とし、①男女平等をめぐる意識変革、②平等を基礎とした男女の共同参画、③多様な選択を可能にする条件整備、④老後生活等をめぐる女性の福祉の確保、⑤国際協力及び平和への貢献の5基本目標と16重点目標から構成されている。計画の推進期間は基本的施策については2000年度まで、具体的施策は1995年度までとなっている。

主な改正点は、以下のとおりである。

- (1) 国の審議会等での女性委員の割合を15%とする目標の達成年を5年早め、およそ1995年度までとすること
- (2) 夫婦の氏等を含めた婚姻・離婚に関する法制の見直し
- (3) 「開発と女性」の推進
- (4) 婦人問題企画推進本部機構の充実強化に関する検討委員会の設置

4 法的整備等国的主要な施策

第2次報告時から1993年9月までの間に以下のような法的整備等の施策が行われた。このうち、重要な施策については第3部各論で紹介する。

(1) 小・中・高校における家庭科男女必修の実施

家庭科教育における男女同一の教育課程が小学校、中学校に引き続き、高校でも実施されるようになり、1994年度から小・中・高校すべてで家庭科の男女必修が実現することになった。

(2) 育児休業法の施行

企業に働く男女労働者を対象とした育児休業等に関する法律及び男女公務員を対象とした育児休業等に関する法律が1992年4月から施行された。

(3) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の成立

短時間労働者の適正な労働条件の確保等のために短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律が1993年6月成立した。

(4) 労働基準法の改正

週当たりの法定労働時間を40時間に短縮する等の改正が行われた労働基準法が1993年6月成立した。

(5) 第2次女子労働者福祉対策基本方針の策定

男女雇用機会均等法に基づき1992年6月に第2次女子労働者福祉対策基本方針が策定・公表された。

(6) 介護休業制度等に関するガイドラインの策定

家族の介護が労働者にとって、職業生活を継続していく上で大きな問題となってきたので、労働省は、1992年7月各企業にお

ける介護休業制度等介護に関する企業内福祉制度の一層の整備を図るため、介護休業制度等に関するガイドラインを策定した。

(7) 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の成立

職業として介護に従事する労働者の福祉の増進を総合的、体系的に図るため、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が1992年5月に成立し、同年7月から施行された。

(8) 児童手当法の改正

今日の人口構造の変化、児童や家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、世代間における社会的な扶養及び児童養育家庭に対する育児支援の強化の観点から、1992年1月から改正児童手当法が実施された。

(9) 看護婦等の人材確保の促進に関する法律の成立

看護婦など保健医療サービスを提供するマンパワーの確保のため、従来からの人材確保対策の強化を目的として、「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」が1992年6月公布され、11月に施行された。

(10) 沿岸漁業改善資金助成法施行令の一部改正

沿岸漁業改善資金助成法に基づき都道府県が貸し付ける生活改善資金のうち、高齢者活動資金を婦人・高齢者活動資金に組み替え充実させるため、同法施行令の一部を改正する政令が1992年9月公布、施行された。

(11) 婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告

「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告（論点整理）」が1992年12月公表され、各界に意見照会が行われた。

5 広報・啓発・情報提供等

(1) 「日」「週間」「旬間」及び「月間」の設定等

政府は、女性の地位の向上と、実際上の男女の平等の実現のため、その施策や趣旨の浸透と、男女の固定的な役割分担意識の是正等を目的に、特別な「日」「週間」「旬間」及び「月間」を設定し、全国大会、シンポジウム、相談窓口の開設などの行事を通じて各種の啓発活動を行っている。その主なものは以下のとおりである。

名 称	期 日	主唱官庁
・農山漁村婦人の日	3月10日	農林水産省
・婦人週間	4月10日～16日	労働省
・看護週間	5月12日（看護の日）を含む1週間	厚生省
・男女雇用機会均等月間	6月	労働省
・老人福祉週間	9月15日～21日	総務庁、厚生省等
・仕事と育児を考える月間	10月	労働省
・パートタイム労働旬間	11月1日～10日	同上
・人権週間	12月4日～10日	法務省
・社会の風紀環境を浄化する運動	5月24日（売春防止法制定の日）を中心とする2週間	総理府、警察庁、法務省、文部省、厚生省、労働省

(2) 白書等の公表

総理府は、男女共同参画型社会形成のための新国内行動計画（第一次改定）の実施に関する第2回報告書「女性の現状と施策」を1992年12月公表し、今年も報告書を公表する予定である。また、労働省は、「婦人労働の実情」を毎年公表している。その他、各省庁は「文教白書」「厚生白書」「国民生活白書」「犯罪白書」「青少年白書」「労働白書」など各種の白書の公表を通じて、広く国民に国の施策やその趣旨の周知徹底を図っている。

(3) マス・メディアによる広報・啓発

政府は、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等を通じ、女性の地位の向上及び男女共同参画型社会の形成に向けて、様々な広報活動を行っている。

(4) 国立婦人教育会館の女性学習情報システムを通じての情報提供

国立婦人教育会館の婦人教育情報センターは、1991年7月、女性学習情報システム（WINET）として、女性・家族に関するオン・ラインの情報検索サービスを開始した。現在までに図書、地方行政資料、和雑誌記事、新聞記事インデックスの4種類の文献情報データ・ベース、学習事例、施設、女性学の3種類の学習情報データ・ベースを開発して、1993年6月末現在、全国の174の婦人会館を始め社会教育施設、都道府県教育委員会や知事部局、大学等の研究機関等へ情報を提供している。

また、同センターは、各種資料の作成、配布・交換等を通して、内外の関連機関・施設、団体・グループ、個人等とのネットワーク作りにも取り組んでいる。

(5) その他の活動

i 婦人問題企画推進有識者会議の活動

婦人問題企画推進有識者会議（前述）は、国内行動計画の策定等に当たっての意見の開陳のほか、情報委員会、状況改善委員会、及び調査委員会の3委員会を通して活動している。情報委員会は、有識者会議出席者、国會議員、行政担当者、女性の団体関係者、ジャーナリスト等を対象に、ほぼ毎月1回、国連婦人開発基金（UNIFEM）のアラキジャ事務局長、国際婦人調査訓練研修所

(INSTRAW) のシールズ所長等の内外の専門家を招いて、時宜に即した婦人問題を中心とした報告会を開催している。なかでも、毎年3月末、国際連合総会第3委員会、女子差別撤廃委員会及び婦人の地位委員会に出席した政府代表等を招き、合同報告会を開催している。

また、状況改善委員会は、1990年2月に引き続き、1992年7月、「地方公共団体における女性問題に関する行政の推進体制に関する調査」を都道府県・指定都市等に対し実施し、1993年9月、その結果を公表した。

ii 各種の会議の開催

婦人問題企画推進本部は、男女共同参画型社会形成のための新国内行動計画（第一次改定）等を広く周知し、その一層の推進を図るため、広く一般の人々を対象に、1979年から毎年婦人問題地域推進会議を開催しており、また、全国会議については、1980年の第1回会議以来、隨時開催してきたが、1990年からは毎年開催している。さらに、地方公共団体との連携を図るため、1977年から全国都道府県・指定都市婦人問題担当部（課）長連絡会議を、また、1987年から婦人問題担当行政ブロック会議を毎年開催している。

6. 地方公共団体の活動

地方公共団体においても女性に関する行政が積極的に推進されており、1993年4月現在、全47都道府県・12指定都市に女性に関する施策の企画・連絡調整のための部課（室）が置かれ、女性に関する施策の

推進のための行動計画の策定、民間の意見を取り入れるための諮問機関の設置が行われている。さらに、行動計画に沿って、女性センター等の施設（1993年4月現在計画中のものも含め40都道府県・指定都市）の設置・運営、政策決定への女性の参画促進、啓発・広報などが行われている。

しかし、取組状況は地方公共団体によりかなり異なっている。

第3部 各論

1 第2条

雇用における男女平等を規定した男女雇用機会均等法の実施状況については第11条で報告することとし、本条では女性と暴力という観点から女子の犯罪被害と女性に対する暴力の予防・抑制について報告する。

(1) 女子の犯罪被害

女子が被害者である刑法犯の主要罪名別認知件数は、統計資料の38表のとおりである。1972年には刑法犯総数1,182,960件のうち女子が被害者であるものは251,859件(21.3%)であったのに比し、1992年には総数1,575,659件中女子が被害者であるものは511,551件(32.5%)と件数とともに女子が被害者であるものの割合も20年間に10ポイント以上上昇している。罪名別には、窃盗が最も多く、件数も倍増しているが、強姦は1972年の4,677件から1992年の1,504件とむしろかなり少なくなっている。しかし、女子の犯罪被害については、家庭内暴力等によるものもあると思われ、これらを含め、届け出がないため認知されていないものもあることが推測される。

(2) 女性に対する暴力の予防・抑制

i 刑法に基づく処罰規定

レイプその他の形態の婦女子に対する暴力を防止するため、以下のようないかだの処罰規定が設けられており、これらの処罰規定は厳正に執行されている。

- ① 第176条 (13歳以上の婦女子に対し、暴行または脅迫してわ

- いせつ行為をする行為、懲役 6 月以上 7 年以下の懲役)
- ② 第 176 条後段 (13 歳未満の婦女子に対し、わいせつ行為をする行為、懲役 6 月以上 7 年以下の懲役)
- ③ 第 177 条 (13 歳以上の婦女子に対し、暴行または脅迫して姦淫する行為をする行為、2 年以上の有期懲役)
- ④ 第 177 条後段 (13 歳未満の婦女子に対し、姦淫する行為、2 年以上の有期懲役)

ii 売春の違法性

売春の違法性については第 1 次報告で報告したとおりである。

また、5 月 24 日の「売春防止法制定の日」を中心とする概ね 2 週間、売春防止及び性病予防に関する意識を喚起する等の目的で、「社会の風紀環境を浄化する運動」を、関係省庁の主唱により各都道府県ごとに実施している。

違反事件については第 6 条参照。

2 第 3 条

本条については国内本部機構の充実及び今まで報告していなかった障害を持つ女性に対する施策について報告する。

(1) 国内本部機構の充実

i 本部機構の在り方に関する検討会による検討及び報告の提出
「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（第一次改定、前述）に基づき、1991年 8 月、婦人問題企画推進本部機構の充実強化を図るため、有識者による検討会の開催が決定され、同検討会は、本部構成主要省庁のヒアリング、先進諸国の国内本部機構の実地

調査、地方公共団体の取組状況についてのヒアリング等を行って検討し、1993年5月「今後の婦人問題企画推進本部機構の在り方について」と題する報告を本部長に提出した。

報告の内容は「男女共同参画型社会の実現に向けて我が国の女性の生涯を充実させる方向に立った総合的見地からの整合性のある諸政策の推進が課題」であり、そのための「推進体制の在り方として本部体制の見直しや諮問機関による国民の意見の取り入れ等」が必要であるとしている。

ii. 上記の報告に関する推進体制の整備についての本部決定

1993年5月、婦人問題企画推進本部は、検討会の報告の趣旨を踏まえて対応する旨申し合せ、同年7月政府としての具体的対応の方向を明らかにするため、「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」の決定を行った。

その内容は①推進体制の整備について（婦人問題企画推進本部の改組、審議会等による国民の意見の取り入れ、事務体制の整備）及び②地方公共団体におけるより積極的な施策の取組の要請である。

(2) 障害を持つ女性のための施策

政府は、「国連・障害者の十年」後の障害者対策のため、1993年3月、「障害者対策に関する新長期計画」を策定し、これに沿って、障害を持つ女性に対しても男性に対してと同様に、全員参加の社会づくりを目指して総合的な施策を推進している。

具体的な施策としては、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、精神保健法等に基づく、ホームヘルプサービス等の在宅サービス、

リハビリテーションや訓練等を行う施設サービス、義肢、車いす等の補装具給付事業、点字タイプライター、特殊寝台等を含む日常生活用具の給付が行われている。また、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者雇用率制度の厳正な運用、職業リハビリテーションの推進等を通じて、障害者の雇用の促進及び雇用の安定のための施策が実施されている。さらに、所得の保障及び税制上の特別措置が設けられている。その他公共的建築物、道路、交通ターミナル等の障害物の除去、障害者用エスカレーター、エレベーター、手洗い所等設備の整備等も進められている。

3 第4条第1項

(1) 国の審議会等委員の女性の割合に関する目標値の設定

第2次報告で既述のとおり、本部は、新国内行動計画（第一次改定）において、国の審議会等委員の女性の割合を15パーセントとする目標の達成年を5年早め、おおよそ1995年度までと設定し、更なる努力を行っている。

(2) 地方公共団体の審議会等委員への女性の登用促進に関する協力要請

上記(1)の新たな達成年の設定に伴い、本部は、1991年7月、各都道府県・指定都市の長に対し、地方公共団体の審議会等委員への女性の登用に関し、新たな目標の設定等について協力要請を行った。1993年3月末現在、都道府県・指定都市における目標値及び達成年の設定状況は、次のとおりである。

目標値	総数(%)	達成年			
		1993~1995	1996~2000	2001~	未設定
30%以上	11 (18.7)	3	6	2	
20~25%	30 (50.8)	11	15	2	2
15%	12 (20.3)	4	8		
12%	1 (1.7)	1			
小計	54 (91.5)	19	29	4	2
なし	5 (8.5)				
計	59 (100)				

総理府調べ

(注) 都道府県47 + 指定都市12 = 59

(3) 女子再就職希望者に対する援助の促進

女性に対する特別措置としては、出産、育児等により退職し、育児等が一段落した後再び職業に就くことを希望する女性が多いため、女子再雇用制度の普及促進、女子再就職準備サービス事業の実施、婦人就業援助施設における婦人就業援助促進事業の充実等の再就職援助対策を進めている。

4 第5条(a)

(1) マス・メディア等に対する理解・協力の要請

前述の新国内行動計画（第一次改定）では、第1の重点目標「男女の固定的な役割分担意識の是正」の下に、「マス・メディア等に対して出版物、広告、テレビ番組等において、男女平等の理念を尊

重したイメージづくりへの理解と協力を求める」ことが西暦2000年までの基本施策の一つとなっており、1991年度～1995年度の具体的施策にも、「マス・メディア等に対し、男女平等の理念を尊重したイメージを紹介するための努力を促す」ことが挙げられている。

1991年5月の新国内行動計画の第一次改定に際しては、総理府では、その趣旨と内容について報道関係者に説明を行った。

また、総理府を始め文部省、労働省等では、女性問題等を担当する記者及び論説担当者に対して、適宜説明会を開催している。

さらに、1991年8月、放送・新聞・出版関係の団体の長に対し、内閣官房副長官から新国内行動計画（第一次改定）に関する協力要請の文書を発出するとともに、担当者レベルでも関係者に説明及び要請を行った。

(2) 婦人週間等の啓発活動

「婦人週間」については第1次報告、第2次報告で紹介したことであるが、労働省では、1991年からはそのテーマを「性にとらわれず いきいき暮らせる時代を築こう」として、固定的な男性観、女性観を解消し、各人がその個性を發揮して暮らせる社会の実現に向けて、地方公共団体、女性の団体、労働団体、経営者団体、報道機関等の協力を得て全国的にキャンペーン活動を行っている。

1993年度から都道府県が行う男女雇用機会均等法の周知・啓発、更に男女の固定的な役割分担意識の是正など雇用の分野における男女の均等の実現に寄与する様々な分野での啓発等に地方交付税が措置されることになった。

(3) 政府が行う広報における取組

政府が行う広報活動においても、女性がさまざまな分野で活躍しているポスターを作成するなど男女の役割を固定化しないように配慮するとともに、ポスターや広報用資料の作成に当たっては、新国行動計画（第一次改定）の趣旨を踏まえるよう努力が払われている。

(4) その他

（財）東京都女性財団では、1992年度以来、毎年、「女性にやさしい広告コンテスト」をテレビCM、ポスター、新聞・雑誌広告を対象に実施し、都民から推薦のあった女性問題解決のために好ましい広告等を表彰している。

また、大阪府では、府の行政刊行物等における固定的な性役割分担意識を反映した表現を見直し、男女協働社会の具体的なイメージを積極的にアピールするための基本的な考え方を1993年3月まとめ、「男女協働社会の実現をめざす表現の手引」を作成した。

5 第5条（b）

総務庁の社会生活基本調査（1991年）で男女の一日の生活時間中の家事・育児等の家事関連時間を見ると、女性は3時間52分であるのに対し、男性はわずか24分に過ぎない。これを共働きの世帯に限って見ると、妻は4時間17分、夫は19分となっており、主として妻が家事、育児を担当していることを示している。

母性が社会的機能として十分認識されるとともに、男女が子の養育において共同責任を持つことを一層促進するため、以前から行われていた施策に加えて、1991年度以降以下のような施策が新たに行われて

いる。

(1) 父親の家庭教育への参加の促進等

文部省は、父親の家庭教育への参加の促進のために、1991年度及び1992年度に父親の家庭教育に関する学習機会の在り方等の実証的な研究を地方公共団体に委嘱した。

このほか、1991年度から家庭と地域の教育力の一層の活性化を図るため、育児経験を持つ人や家庭教育に関する学習の修了者等を家庭教育ふれあいネットワーカーとして配置する子育てひろばを、公民館、幼稚園、小学校の余裕教室等に開設し、近隣の人々の家庭教育に関する情報交換や経験交流、仲間づくり等を推進する事業を支援している。

(2) 保育所地域子育て支援事業

地域の子育て家庭に対する支援を進めていくことが必要であることから、子どもの保育を通じて家庭養育を支援するノウハウを蓄積している保育所を活用し育児不安等についての相談指導、地域の子育てサークル等の育成・支援を行う保育所地域子育てモデル事業が1993年度から始められた。

6 第6条

本条については今まで売春防止法を中心に法的制度、売春関係事犯の検挙実態、売春取締り及び売春を未然に防止するための性の尊重に関する啓発活動について報告したが、本報告では、売春関係事犯の検挙件数について総数のほか売春関係法令適条別内訳を報告するとともに、今まで報告していなかった要保護女子の保護更生措置について報

告する。

(1) 売春関係事犯の検挙件数

売春関係事犯の検挙件数（売春関係法令適条別）の年次推移は、
統計資料40表のとおりである。

1992年について検挙件数の総数とその売春関係法令適条別内訳を見ると、総数6,516件中、売春防止法違反が6,315件と96%以上を占めており、中でも勧誘等（第5条）(477件)、斡旋等（第6条）(3,285件)、売春をさせる契約（第10条）(2,311件)、場所の提供（第11条）(143件)が主要な違反となっている。その他の関係法令違反については、児童福祉法違反122件、職業安定法違反63件及び刑法違反16件となっている。

(2) 要保護女子の保護更生

i 婦人相談所

売春防止法第34条に基づき、各都道府県に婦人相談所が設置されている。婦人相談所は、性向又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（要保護女子）を対象に、保護更生の中心機関として、専門的技術に基づいて相談、調査、判定、指導及び一時保護を行っている。

ii 婦人相談員

婦人相談員は、売春防止法第35条の下に、都道府県については義務設置、市については任意設置の非常勤の地方公務員である。その任務は、要保護女子を発見し、生活、職業、健康、後述の婦人保護施設入所、家庭その他の環境等の諸問題について相談に応じ、関係施設へのあっせん等必要な指導と業務を行うものである。

Ⅲ 婦人保護施設

婦人保護施設は、婦人相談所長の決定に基づき、要保護女子を収容保護し、その自立更生を目標に生活指導、職業指導を行っている。また、入所者の更生指導を円滑に行うため、婦人相談所、福祉事務所、公共職業安定所等関係機関と連絡会議を開くなど、これらの関係機関との連絡を密にし、その協力を得ることになっている。

婦人保護施設は、売春防止法第36条により、都道府県が設置することができるとされているが、市町村、社会福祉法人その他の者も設置することができる。さらに、一般の婦人保護施設では更生が困難である要保護女子の収容保護を行うため、1965年4月、「かにた婦人の村」（婦人保護長期収容施設）が設置されている。

1991年10月1日現在、全国に53の婦人保護施設があり、定員1,742人、在所者 754人、職員 559人となっている。

7 第7条(a)

(1) 国會議員に占める女性の増加と女性衆議院議長の誕生

第2次報告提出の後、1992年7月に参議院議員選挙、1993年7月に衆議院議員選挙が行われた結果、女性の参議院議員は34人から37人に、女性の衆議院議員は12人から14人に増加した。1993年7月末現在、総上位當選した議員を含め、衆議院議員14人、参議院議員38人、計52人の女性国會議員が在職し、初めて50人を超えた。国會議員総数 763人に占める女性の割合は、6.8%（1992年3月 6.1%、1992年7月 6.5%）となった。

また、1993年8月6日第68代衆議院議長に、我が国としては初めて女性が選ばれた。

(2) 女性閣僚の就任

1992年12月、改造宮沢内閣に女性の閣僚1人（文部大臣）、女性の政務次官1人（労働政務次官）が誕生した。

1993年8月、細川内閣において我が国としては過去最高の同一内閣に3人の女性の閣僚（文部大臣、経済企画庁長官、及び環境庁長官）とともに、2人の女性の政務次官（総務政務次官及び科学技術政務次官）が誕生した。

(3) 国の審議会等における女性委員

国の審議会等における女性委員の割合は、1993年3月31日現在、初めて10%を超えて10.4%となった。一般に、審議会等の委員には、職務指定、団体推薦、その他の種類があり、委員の種類別に女性委員の割合を見ると、職務指定2.7%、団体推薦4.8%、その他12.8%となっている。職務指定に女性が少ないので、国家公務員等の管理職に女性が少ないと起因しており、女子の国家公務員の採用・登用と関連している。一方、団体推薦についても、女性委員の割合が少ないとから、女性の候補者の推薦に配慮するよう、300余の推薦団体に対して、内閣官房長官から協力要請をしてきた。1993年1月、初の婦人問題担当大臣が、審議会等委員への女性候補者の推薦及び団体内での女性の登用について協力要請を行った。

(4) 地方公共団体の議会の議員、首長、審議会等委員等に占める女性

i 地方議会における女性議員の割合

地方議会における女性議員は、漸増しており、1992年12月現在、

都道府県議会、市議会、町村議会、及び特別区議会の全議員
65,360人中、女性議員は2,158人で、その割合は3.3%（1991年
12月、3.2%）となっている。

ii 市区町村の首長に占める女性

全国3,259（1992年12月31日現在）の市区町村の首長については、
1955年に女性の町長1人が選出されて以来、過去に3人の女性の
町長が同時に在任したことがある。また、1991年と1992年にそれ
ぞれ女性の市長が1人ずつ選出された。1993年7月1日現在、女
性の市長2人、町長1人の計3人が在職している。47都道府県及
び12指定都市の首長には女性はない。

iii 都道府県の副知事及び指定都市の助役に占める女性

47都道府県及び12指定都市の首長が任命する副知事及び助役に
ついては、1991年に初めて女性の副知事2人（東京都副知事を含
む。）と助役1人が任命され、続いて1992年、3人目の女性の副
知事が就任し、1993年2月現在、女性の副知事は3人、助役は1
人となっている。

iv 地方公共団体の審議会等における女性委員

都道府県・指定都市においても審議会等における女性の登用が
進められており、法律により設置されている審議会等における女
性委員の割合は1992年で9.6%となっている。

8 第7条（b）

前回の報告以降女性の職域拡大が行われたのは婦人自衛官と婦人警
察官である。

(1) 婦人自衛官の職域拡大

防衛庁は、婦人自衛官については、これまで①直接戦闘職域、②戦闘部隊を直接前線において支援する職域、及び③肉体的負荷の大きい職域には配置しないとする考え方を原則としてきた。しかし、近年の男女雇用機会均等法の施行に伴う女性の社会進出や諸外国における女性の活躍の例等を踏まえ、婦人自衛官の業務職域を広げ、一層の活用を図るべく、これまでの婦人自衛官配置の考え方の見直しを行った。

その結果、母性の保護等の観点から婦人自衛官の配置を当面制限することになった一部の配置を除いて、陸・海・空自衛隊の全職域が開放されることとなった。中でも、1993年度の募集から、海上自衛隊及び航空自衛隊の航空学生を女性に開放し、女性の受験を認めることとした。

(2) 婦人警察官の積極的採用と職域の拡大

複雑多様化する警察事象に的確に対処し、女性の特性を活かした警察活動を行うため、警察においては、婦人警察官の積極的採用と職域の拡大を推進しているところである。新たに婦人警察官の採用を開始した県は、1991年度4県、1992年度10県と急増しており、1993年4月1日現在、45都道府県で約5,400人の婦人警察官が勤務している（前年比約600人増）。1993年度には、2県において新たに採用試験を実施する予定であり、1994年度からは全国の警察において婦人警察官が活躍することになる。勤務する分野も次第に拡大され、交通指導取締り、少年補導、女子の留置、広報等のみならず、犯罪捜査、鑑識活動、情報分析、警衛、警護、警備等様々な分野に

及んでいる。また、1990年3月には、警視庁において初の女性警視が誕生するなど、女性の上級幹部への登用も進んでいる。

9 第8条

(1) 国際会議への女性の参加

各種国際会議への政府代表団等の女性のメンバーは漸次増加傾向をとどっているが、我が国の女性が参加した主な国連関係会議の例（1975年以降、代表又は代表代理）は次のとおりである。

- ・国連総会（代表、代表代理）
- ・国連軍縮特別総会（代表）
- ・国連経済社会理事会（代表代理）
- ・エスカップ総会（首席代表、代表代理）
- ・国連海洋法会議（代表代理）
- ・国連多国籍企業委員会（代表）
- ・国連婦人の地位委員会（代表、代表代理）
- ・国際技術移転行動規範国連会議（代表代理）
- ・高齢者問題世界会議（代表）
- ・国際人口会議（代表代理）
- ・世界婦人会議（首席代表、代表、代表代理）
- ・ILO総会（代表、代表代理、顧問）
- ・ユネスコ総会（代表、顧問）
- ・万国郵便大会議（代表代理）
- ・ユニセフ執行理事会（代表）
- ・国連経済特別総会（代表代理）

- ・ハーグ国際司法会議（代表）
- ・国連人間居住委員会（代表）
- ・国連環境計画（代表）

なお、1993年6月に開催された世界人権会議には、代表1人及び顧問2人の女性が参加した。

(2) 国際機関等への女性の参加

i 国際機関

国連事務局における日本人職員に占める女性の比率は、1978年6月末の12%から1993年6月末には47%となった。

また、国連を含む主な国際機関においては、専門的な業務に携わる日本人の女性職員の数は1975年には19人であったが、1992年には170人を超えており、大幅に増加している。1992年末現在活躍している日本人の女性幹部職員としては、国連の緒方貞子難民高等弁務官を始め、UNESCO人事局長、国連PKO局部長、UNDPバングラデシュ常駐代表、ESCAP事務局次長等が挙げられる。

ii 女性の大使

我が国の女性の大使は、歴代4人であり、うち1人が現在駐ケニア大使として在任中である。

10 第9条

第2次報告以降、特に記載すべき事項はない。

11 第10条

(1) 国立婦人教育会館における男女平等推進のための新規事業等

国立婦人教育会館は、1991年度から各種団体の男女のリーダー等を対象に「女と男のジョイントフォーラム」を開催し、あらゆる分野で男女共同参画を推進し、生涯学習を促進するための全国的な情報交換及び研究協議の機会を提供している。

また、1992年度からは「青年男女の固定的な性別役割分担意識是正のためのプログラム研究」を実施し、男女平等をめぐる意識変革に資するための学習の内容と方法について調査研究を行うとともに、「少子化時代の家庭教育」をテーマとする「家庭教育研究セミナー」を開催している。

なお、同会館は、1993年度から研究員2人を配置し、調査研究機能の充実に一層の努力を行っている。

(2) 家庭科の男女必修の実施

第2次報告に既述のとおり、新学習指導要領（1989年改定）に沿って、家庭科教育における男女同一の教育課程が、中学校については1993年度から実施され、高等学校についても1994年度から実施されることになっている。この実施を円滑に行うため、各種施策を推進している。

またこれに伴い、教科書において関連の記述が充実する傾向が見られる。

12 第11条

第1項 (a) ~ (c)

(1) 男女雇用機会均等法の施行状況

男女雇用機会均等法の施行を契機に、雇用管理を法の要請に沿ったものに改善した企業が多数見受けられ、女子の能力を積極的に活用していくこうとする社会の気運や女子自身の職業意識も高まっており、同法の趣旨は着実に浸透している。しかし、募集・採用について技術系を中心に「男子のみ募集」が見られるなど、一部に問題も残っており、また制度面での対応に比べ、制度の運用等実態面での対応は十分とは言えず、今後こうした実態面での均等を確保することが課題となっている。

このため、労働省は、男女雇用機会均等法の趣旨を一層定着させ、男女の均等取扱いの確保を図るため、あらゆる機会をとらえて啓発活動を開催している。特に6月の男女雇用機会均等月間には全国会議を開催するなど集中的に広報啓発活動を行っている。

また、均等法の実効確保のために、以前から行っていた婦人少年室における指導・援助・相談及び企業の自主点検の促進等に加えて、1993年度から新規学卒者に対する均等な就職機会の確保対策が行われている。さらに最近の景気後退に伴い、新規学卒者の採用手控え等諸々の雇用調整を行う企業が増加している中で、女子学生に対する採用抑制がより厳しく行われているのではないかと懸念されることから、これまで以上に男女雇用機会均等法の趣旨を徹底し、募集・採用に当たって女子学生が男子学生と均等な機会を与えられることが確保されるように特定の婦人少年室に特別相談窓口を設置するとともに、使用者団体に対し要請を行った。

また、婦人少年問題審議会において、1993年4月から、均等法の

趣旨を更に徹底させるための有効な方策について、法令・指針の見直しを含めて検討しているほか、労働基準法上の母性保護を除く女子の保護規定について雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を実現するために、男女同一の法的な枠組みの整備を視野に入れて法令の見直しを検討しているところである。

第1項（d）

（2）男女同一労働同一報酬の原則の徹底

男女同一労働同一報酬の原則については労働基準法第4条において賃金について女子であることのみを理由とした差別的な取扱いが禁止されており、従来から事業場に対する監督、指導等によりその履行確保に努めているところである。

第1項（e）

（3）「女性の職業能力発揮のための社会制度等の見直し」に関する建議

現行の税制や社会保障制度の枠組みの中では、有配偶女性のパートタイム労働者等が夫の扶養者としての扱いを受けるために、収入が一定額を超えないよう就業調整をする例が多く見られる等、女性がその能力を十分に発揮していない状況が生じている。このため、1993年7月婦人少年問題審議会（労働大臣の諮問機関）は、妻の就労を取り巻く税制・社会保障等の在り方等について、女性を基幹的労働力として位置づける観点から、「女性の職業能力発揮のための社会制度等の見直し」に関して大蔵大臣、厚生大臣、労働大臣、及び自治大臣に建議した。

第2項（c）

(1) 育児休業法の成立と施行

職業と家族的責任の両立を促進するために、民間企業に働く労働者を対象とした育児休業等に関する法律が1991年5月、公務員を対象とした法律が1991年12月成立し、共に1992年4月から施行された。これら法律により、満1歳に満たない子を養育する父母のいずれでも育児休業を取得できることとなった。

民間企業において育児休業法が定着するためには、法律の趣旨・内容の一層の浸透を図る必要があるので、労働省では「仕事と育児を考える月間」に集中的に広報啓発活動を行うほか、あらゆる機会をとらえて育児休業法の趣旨・内容の周知徹底を図っている。

また、民間企業で育児休業を取得する労働者に対し、その職場復帰が円滑に行われるよう情報提供の措置及び職場適応性や職業能力の維持及び向上のための措置等を計画的に実施する事業主に対する「育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金」制度を1992年度に創設し、同制度を活用することにより育児休業制度の定着を図っている。さらに、育児休業を取得した労働者への経済的援助の問題については、関係審議会において検討が行われている。なお、民間企業における育児休業法の施行状況については、現在調査中である。

上記に加え、育児休業法の施行に伴い、1992年5月から年度途中からの保育所への円滑な受入れ等の対応が図られている。

(2) 介護休業制度等の普及促進

家族の介護を行う労働者については、その職業と家族的責任の両立を支援する施策の充実が強く求められており、1992年7月に介護休業制度等に関するガイドラインを策定し、労使等の関係者に対する

る啓発指導を行う等により、ガイドラインに沿った介護休業制度等の導入の促進を図っている。特に「仕事と介護に関するシンポジウム」を開催するなど、9月15日の敬老の日を中心とした集中的な啓発活動等により効果的な啓発に努めている。

(3) 事業所内託児施設助成金制度の新設

事業所内における託児施設の設置促進を図るため、労働省は1993年度から、事業所内託児施設を新たに設置して運営を開始する又は賃借等により新たに運営を開始する事業主等に対し「事業所内託児施設助成金」を支給することとした。

(4) 働く女性のための就業支援事業

女子労働者が育児、介護、家事等に関する各種サービスを必要に応じ享受できるように、これらに関する相談を受け付けるとともに、関連情報を提供し、家族的責任を有する女子労働者の就業継続や円滑な再就職を容易にするため、労働省は1991年度から「働く女性のための就業支援事業（2020テレフォン）」を（財）21世紀職業財団に委託して実施しているが、1993年度には実施地域を拡大した。

13 第12条

本条については今まで報告していなかった家族計画とエイズ・HIV対策について報告する。

(1) 家族計画

家族計画の考え方は、1950年代から政府及びN G Oによって普及され、我が国に広く行き渡っている。ある調査によると、現在では、80%以上の既婚女性が何らかの型の家族計画を経験している。

(2) エイズ・HIV対策

i 新国内行動計画（第一次改定）の具体的施策としての組入れ

新国内行動計画（第一次改定）の重点目標の一つ「母性の重要性と性の尊重についての認識の浸透及び母性保護等」の中の具体的施策の一つに「女性の健康をおびやかす新たな問題に対する認識の浸透等」が含まれており、男女共通の施策として、エイズ、麻薬等薬物乱用、アルコール依存等の問題について、正しい知識の普及、啓発等を推進している。

ii エイズ・HIV対策の現状

我が国では、1985年にエイズ患者が初めて1人確認され、1987年、我が国初の女性患者も確認された。また、1990年には、我が国初の母子感染例が報告されている。現在、エイズの感染は全国的な広がりを見せ、異性間の性的接触による感染が主流になってきている。

政府の総合的なエイズ対策は、1987年2月にエイズ対策関係閣僚会議で決定され、1992年3月に改正された「エイズ問題総合対策大綱」に基づいて関係省庁の協力の下に行われている。

各都道府県及び政令で定める市が設置している保健所では保健所医師等によるエイズに関する個別相談が行われ、その結果、必要と認められる者に対しては、HIV検査を受けることを勧奨する。さらに、HIV検査の勧奨を受けた者が同意した場合には、無料で検査が実施される。それ以外の希望者については、費用は本人負担により検査が行われる。

iii エイズに関する正しい知識の啓発普及

厚生省は、これまでの各種の啓発普及活動に加え、1992年10月に厚生大臣を本部長とする「エイズストップ作戦本部」を設置し、地方公共団体や民間部門の協力も得つつ、エイズに関する正しい知識の一層の啓発普及に取り組んでいる。

文部省においても、学校教育においてエイズに関する正しい知識を習得させるとともに、エイズに関する誤解や偏見を除き人間尊重の精神を育てる観点から、教材の作成や教職員の研修など積極的な施策を実施している。なお、エイズ教育と関連が深い学校における性教育については第2次報告で報告している通りである。また、社会教育においても、社会教育指導者や地域住民に対し、エイズに関する正しい知識の普及を図るため学習機会の提供を行うとともに、市町村等が行うエイズに関する学級・講義等に対し助成を行っている。

保健所においても、個別相談を実施する際、パンフレットの配布、ビデオ等による啓発教育も併せて行っている。

14 第13条

沿岸漁業改善資金助成法施行令の一部改正

沿岸漁業改善資金助成法に基づき都道府県が貸し付ける生活改善資金のうち、高齢者活動資金を婦人・高齢者活動資金に組み替え充実させるため、同法施行令の一部を改正する政令が1992年9月公布、施行された。

15 第14条

(1) 「新しい食料・農業・農村政策の方向」の公表

1992年6月に新たな社会経済情勢に対応した食料・農業・農村政策の論点整理と今後の政策の展開方向を示した「新しい食料・農業・農村政策の方向」が公表され、その中で農業生産、農村の活性化の担い手として、女性の役割の明確化を進めることとしている。

(2) 「新しい農山漁村の女性 2001年に向けて」（農山漁村の女性に関する中長期ビジョン懇談会報告書）を受けた施策の推進

農業・農村において女性が果たす役割の重要性を踏まえ、1992年6月に農山漁村の女性に関する中長期ビジョン懇談会により、農山漁村女性の将来像とその実現のために実施すべき基本的な方向を示した「新しい農山漁村の女性 2001年に向けて」と題する報告書（以下「中長期ビジョン」という。）がとりまとめられ、農林水産省では、今後、中長期ビジョンに示された方向に沿って逐次各般の施策を具体化し、実施に移していくこととしている。

(3) 具体的な施策

新政策及び中長期ビジョンの具体化に向けて、①経営内における女性の役割の明確化の検討、②方針決定の場への女性の参画の促進、③労働負担軽減と快適な作業環境づくりの推進、④女性の農業技術・経営管理能力の向上のための研修の実施、⑤農業者年金制度における農業に専従する女性の位置づけの検討、等に重点をおいた施策を国、地方公共団体、農業団体が一体となって取り組むこととしている。

第2次報告以降、特に記載すべき事項はない。

17 第16条

婚姻法制の見直し

民法典中「第四編親族」及び「第五編相続」については、戦後、男女の平等及び個人の尊厳を定める日本国憲法の施行に伴う全面的な改正がされた後、数回に及ぶ部分的な改正を経たが、1987年には、いわゆる特別養子制度の創設を含む養子制度の見直しを行う改正がされた。

法務大臣の諮問機関である法制審議会の上記親族法及び相続法に関する民法の規定を検討するために設置されている民法部会身分法小委員会は、1991年1月、いわゆる身分法の次の改正の検討事項として、上記親族編のうち第二章婚姻の箇所の見直しを行うため審議を再開した。そこでは、男女の婚姻最低年齢、女子のみにある再婚禁止期間の制度の見直しの要否、夫婦の氏の在り方等の問題についての検討が進められている。

法務省は、1992年12月に「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告（論点整理）」を公表し、1993年5月中旬を期限として各界に意見照会を行った。

現在、同小委員会では、各界から寄せられた意見を参考に引き続き検討が進められている。

その他の事項については、第2次報告以降特段の変更はない。

(参考)

女子差別撤廃条約実施状況第3回報告 統計資料一覧

(日本女性の現状)

1 総人口	総務庁、厚生省
2 老年人口	総務庁、厚生省
3 平均寿命	厚生省
4 死亡率	厚生省
5 出生数、出生率及び合計特殊出生率	厚生省
6 婚姻件数及び婚姻率	厚生省
7 平均初婚年齢	厚生省
8 離婚件数及び離婚率	厚生省
9 平均世帯人員及び世帯構造別世帯構成割合	総務庁、厚生省
10 妊産婦死亡率	厚生省
11 乳児死亡率	厚生省
12 エイズ患者及びHIV感染者数	厚生省
13 障害者数	厚生省
14 種別学校数、在学者数 付 学校系統図	文部省
15 進学率	文部省
16 大学、短期大学への進学者の構成	文部省
17 大学在学者の関係学科別学生数構成比	文部省
18 学校管理職等への女子の登用状況	文部省
19 新規学卒就職者数、構成比及び就職率	文部省
20 労働力人口等、就業者数等	総務庁
21 年齢層別労働力率	総務庁
22 配偶関係別女子労働力率	総務庁
23 従業上の地位別就業者数及び構成比	総務庁

24 産業別就業者数及び構成比	総務庁
25 業種別女子雇用者数	総務庁
26 職業別雇用者数	総務庁
27 1人当たりきまって支給する現金給与額及び所定内給与額	労働省
28 標準労働者の年齢階級別所定内給与額の男女間格差	労働省
29 新規学卒者の初任給額	労働省
30 一人平均月間実労働時間数	労働省
31 労働組合員数及び推定組織率	労働省、総務庁
32 短時間雇用者数（非農林業）	総務庁
33 農家数及び農業就業人口	農林水産省
34 農林業における従業上の地位別就業者数	総務庁
35 農業協同組合への女子の参加状況	農林水産省
36 男女の地位の平等感	総理府
37 男女が平等になるために最も重要なこと	総理府

(第2条関係)

38 被害者が女子である刑法犯の主要罪名別認知件数	警察庁
39 刑法犯（強制わいせつ、強姦）通常受理・処理人員	法務省
40 売春関係事犯の検挙件数（売春関係事犯法令適条別）	警察庁
41 売春防止法違反事件通常受理・処理人員	法務省

(第3条関係)

42 放送大学の在学生数及び卒業生数	文部省
43 公共職業能力開発施設数及び入校者の男女別構成比	労働省

(第5条関係)

44 男女別生活時間の配分（週全体）	総務庁
(1)平均 (2)共働き	
45 保育所及び定員数	厚生省

(第7条関係)

46 衆参両議院選挙における女子の参加状況	自治省
47 女性国會議員数	衆議院・参議院各事務局
48 統一地方選挙における投票率	自治省
49 地方議会における女性議員数	自治省
50 女性の大臣（歴代の女性の大臣）	総理府
51 女性の政務次官	総理府
52 (1) 国の審議会等における女性委員	総理府
(2) 地方公共団体の審議会等における女性委員	労働省
(3) 人権擁護委員数	法務省
53 国家公務員の課長クラス以上への女子の登用状況	人事院
54 地方公務員管理職への女子の登用状況	労働省
55 裁判官数	最高裁判所
56 檢察官数	法務省
57 政党における女子の参加状況	各政党事務局

(第8条関係)

58 国際機関等への日本の女性の参画状況	外務省
----------------------	-----

(第10条関係)

59 社会教育関係施設数	文部省
60 勤労者福祉施設数	労働省
61 社会教育学級・講座数（学習内容別）	文部省
62 設置形態別大学数及び講座（科目）数	文部省
63 設置者別の婦人教育施設数	文部省

(第11条関係)

64 女子労働者からみた均等法施行後の雇用管理の変化	労働省
65 女性の配置についての企業の基本的な考え方の変化	労働省
66 女子の活用に当たっての問題点	労働省

67 一人平均産前産後休業日数 労働省

68 機会均等推進責任者の選任状況 労働省

(第12条関係)

69 妊産婦健康診査実施状況 厚生省

70 妊産婦保健指導実施状況 厚生省

71 エイズ患者及びHIV感染者の感染原因別数 厚生省

(日本女性の現状)

1. 総人口

	総 人 口 (1,000人)		
	総 数	女	男
1980年	117,060	59,467	57,594
1985年	121,049	61,552	59,497
1990年	123,611	62,914	60,697
1991年	124,043	63,139	60,905
1992年	124,452	63,356	61,096
	(100.0%)	(50.9%)	(49.1%)
2000年	127,385	64,851	62,533
	(100.0%)	(50.9%)	(49.1%)
2010年	130,397	66,410	63,988
	(100.0%)	(50.9%)	(49.1%)
2020年	128,345	65,492	62,853
	(100.0%)	(51.0%)	(49.0%)
2030年	122,972	62,851	60,121
	(100.0%)	(51.1%)	(48.9%)

上段 総務庁調べ
下段 厚生省推計

2. 老年人口

	老 年 人 口 (1,000 人)		
	総 数	女	男
1980年	10, 647 (100. 0%)	6, 148 (57. 7%)	4, 500 (42. 3%)
1985年	12, 468 (100. 0%)	7, 368 (59. 1%)	5, 100 (40. 9%)
1990年	14, 895 (100. 0%)	8, 907 (59. 8%)	5, 988 (40. 2%)
1991年	15, 582 (100. 0%)	9, 285 (59. 6%)	6, 298 (40. 4%)
1992年	16, 242 (100. 0%)	9, 648 (59. 4%)	6, 594 (40. 6%)
2000年	21, 699 (100. 0%)	12, 575 (58. 0%)	9, 124 (42. 0%)
2010年	27, 746 (100. 0%)	15, 880 (57. 2%)	11, 866 (42. 8%)
2020年	32, 738 (100. 0%)	18, 652 (57. 0%)	14, 086 (43. 0%)
2030年	31, 994 (100. 0%)	18, 388 (57. 5%)	13, 606 (42. 5%)

上段 総務庁調べ
下段 厚生省推計

(注) 「老年人口」とは「65歳以上人口」のことである。

3. 平均寿命

	女(歳)	男(歳)
1980年	78.76	73.35
1985年	80.48	74.78
1990年	81.90	75.92
1991年	82.11	76.11
1992年	82.22	76.09

厚生省調べ

4. 死亡率

	件数(人)	率(人口千対)	
		女	男
1980年	722,801	5.6	6.8
1985年	752,283	5.6	6.9
1990年	820,305	6.0	7.4
1991年	829,797	6.1	7.5
1992年	856,643	6.2	7.7

厚生省調べ

5. 出生数、出生率及び合計特殊出生率

	出生数 (千人)	出生率 (人口千対)	合計特殊出生率
1947年	2,679	34.3	4.54
1980年	1,577	13.6	1.75
1985年	1,432	11.9	1.76
1990年	1,222	10.0	1.54
1991年	1,223	9.9	1.53
1992年	1,209	9.8	1.50

厚生省調べ

(注) 1947年は、戦後最高の数値。

6. 婚姻件数及び婚姻率

	婚姻件数	婚姻率(人口千対)
1980年	774,702	6.7
1985年	735,850	6.1
1990年	722,138	5.9
1991年	742,264	6.0
1992年	754,441	6.1

厚生省調べ

7. 平均初婚年齢

(歳)

	全 婚姻		初 婚	
	妻	夫	妻	夫
1980年	25.9	28.7	25.2	27.8
1985年	26.4	29.3	25.5	28.2
1990年	26.9	29.7	25.9	28.4
1991年	26.9	29.6	25.9	28.4
1992年	27.0	29.7	26.0	28.4

厚生省調べ

8. 離婚件数及び離婚率

	離婚件数	離婚率(人口千対)
1980年	141,689	1.22
1985年	166,640	1.39
1990年	157,608	1.28
1991年	168,969	1.37
1992年	179,191	1.45

厚生省調べ

9. 平均世帯人員及び世帯構造別世帯構成割合

	一世帯数 (千世帯)	平均世帯人員 (人)	核家族世帯 (%)	その他の親族世帯 (%)	単独世帯 (%)	65歳以上の親族のいる世帯 (%)	高齢夫婦のみの世帯 (%)	高齢単独世帯 (%)
1975年	33,596	3.28	59.5	20.8	19.5	20.6	2.7	1.9
1980年	35,824	3.22	60.3	19.7	19.8	22.7	3.6	2.5
1985年	37,980	3.14	60.0	19.0	20.8	24.4	4.3	3.1
1990年	40,670	2.99	59.5	17.2	23.1	26.4	5.5	4.0
2000年	43,822	2.94	57.5	19.3	23.0	31.8	7.6	5.4
2010年	45,014	2.95	56.8	19.6	23.3	36.3	9.8	6.9
2020年	45,041	2.92	54.9	19.5	25.3	40.4	11.7	8.4

総務庁調べ
厚生省推計

10. 妊産婦死亡率

	出生十萬対妊産婦死亡率
1955年	178.8
1980年	20.5
1985年	15.8
1990年	8.6
1991年	9.0

厚生省調べ

(注) 1955年は戦後最高の数値。

11. 乳児死亡率

	出生千対乳児死亡率		
	総 数	女	男
1947年	76.7	72.0	81.0
1980年	7.5	6.6	8.3
1985年	5.5	5.1	5.9
1990年	4.6	4.2	5.0
1991年	4.4	4.2	4.6
1992年	4.5	4.0	5.0

厚生省調べ

(注) 1992年の数字は概数
1947年は戦後最高の数値。

12. エイズ患者及びH I V感染者数

	総数(人)	女(人)	男(人)
1985年	6	0	6
1986年	5	0	5
1987年	69	16	53
1988年	51	13	38
1989年	87	19	68
1990年	97	31	66
1991年	238	122	116
1992年	493	291	202

厚生省調べ

13. 障害者数

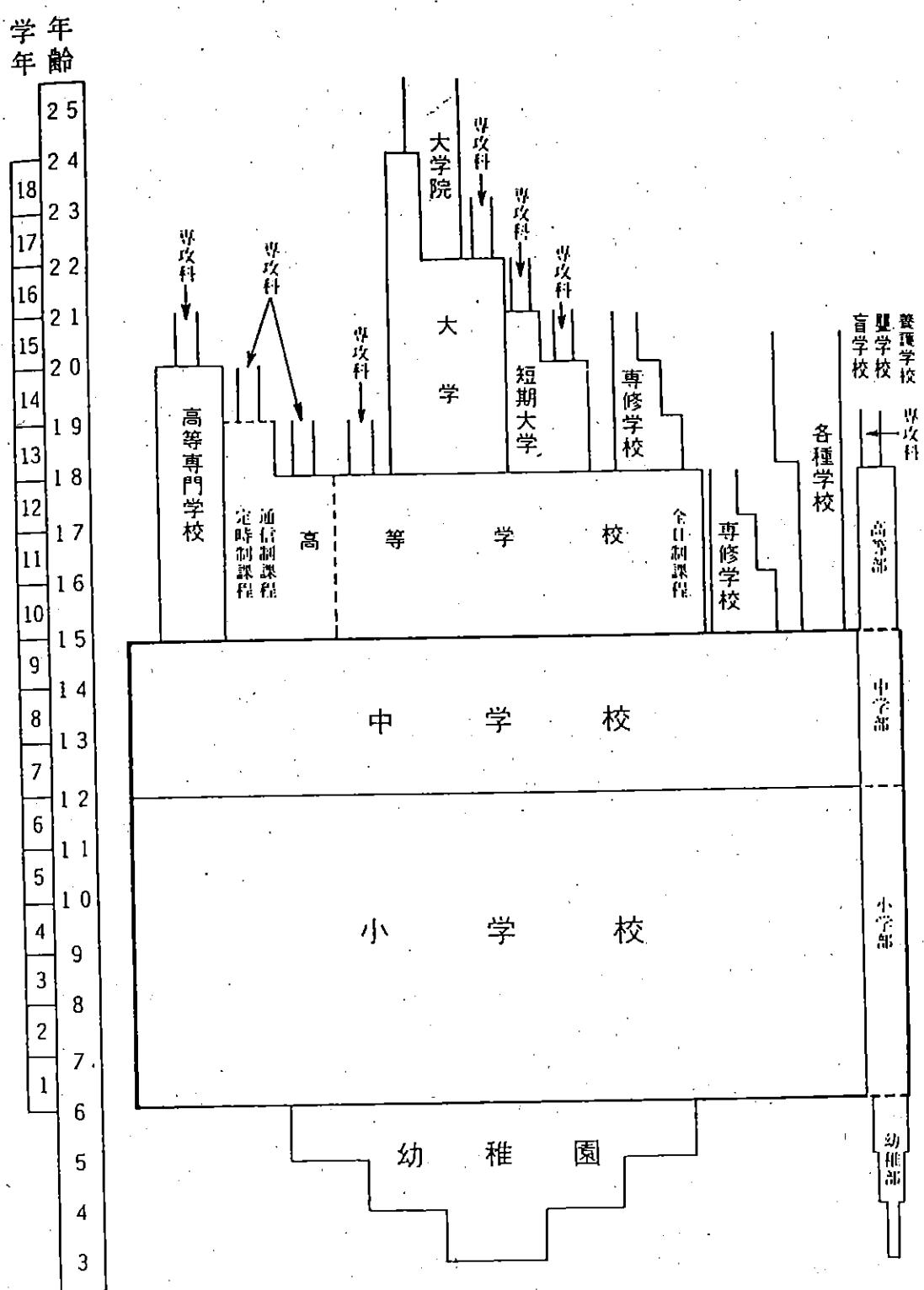
	身体障害児・者 (人)			精神薄弱児・者 (人)		
	総数	在宅者		施設入所者	総数	在宅者
		身体障害児	身体障害者			
総 数	2,948,000	81,000	2,722,000	145,000	385,100	283,800
女	—	—	1,150,000	—	—	111,200
男	—	—	1,502,000	—	—	158,100
不詳	—	—	70,000	—	—	14,600

厚生省調べ

(注) 身体障害児・者については、1991年調べ
 精神薄弱児・者については、1990年調べ

14. 種別学校数、在学者数(1992年)

	学校数	在学者数(人)		
		計	女	男
幼稚園	15,006	1,948,868 (100.0%)	958,956 (49.2%)	989,912 (50.8%)
小学校	24,730	8,947,226 (100.0%)	4,369,221 (48.8%)	4,578,005 (51.2%)
中学校	11,300	5,036,840 (100.0%)	2,459,903 (48.8%)	2,576,937 (51.2%)
高等学校	5,501	5,218,497 (100.0%)	2,594,119 (49.7%)	2,624,378 (50.3%)
盲学校	70	4,919 (100.0%)	1,822 (37.0%)	3,097 (63.0%)
聾学校	107	7,997 (100.0%)	3,563 (44.6%)	4,434 (55.4%)
養護学校	786	76,668 (100.0%)	28,329 (37.0%)	48,339 (63.0%)
高等専門学校	62	54,786 (100.0%)	7,060 (12.9%)	47,726 (87.1%)
短期大学	591	524,538 (100.0%)	481,044 (91.7%)	43,494 (8.3%)
大学	523	2,293,269 (100.0%)	672,337 (29.3%)	1,620,932 (70.7%)
(うち大学院)	335	109,108 (100.0%)	19,609 (18.0%)	89,499 (82.0%)
専修学校	3,409	861,903 (100.0%)	436,326 (50.6%)	425,577 (49.4%)
各種学校	3,202	389,807 (100.0%)	190,733 (48.9%)	199,074 (51.1%)



15. 進学率

%

	高等学校等への進学率(1)			大学への進学率 (2)			短期大学への進学率 (3)		
	計	女	男	計	女	男	計	女	男
1955	51.5	47.4	55.5	7.9	2.4	13.1	2.2	2.6	1.9
1980	94.2	95.4	93.1	26.1	12.3	39.3	11.3	21.0	2.0
1985	93.8	94.9	92.8	26.5	13.7	38.6	11.1	20.8	2.0
1990	94.4	95.6	93.2	24.6	15.2	33.4	11.7	22.2	1.7
1991	94.6	95.8	93.5	25.5	16.1	34.5	12.2	23.1	1.8
1992	95.0	96.2	93.9	26.4	17.3	35.2	12.4	23.5	1.8

文部省調べ

(注) (1) 高等学校等への進学率 = $\frac{\text{高等学校等への進学者数} + \text{同就職進学者数}}{\text{中学校卒業者数}} \times 100$

(2)及び(3) 大学、短期大学への進学率 = $\frac{\text{大学、短期大学への入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業者数}} \times 100$

16. 大学、短期大学への進学者の構成 (1992年)

	総数 (人)	大学 (人)	短期大学 (人)
総数	796,280 (100.0 %)	541,604 (68.0 %)	254,676 (32.0 %)
女	408,124 (100.0 %)	172,608 (42.3 %)	235,516 (57.7 %)
男	388,156 (100.0 %)	368,996 (95.1 %)	19,160 (4.9 %)

文部省調べ

17. 大学在学者の関係学科別学生数・構成比(大学の学部)

(人、%)

	計	人文学科	社会科学	理学	工学	農学	保健	商船	家政	教育	芸術	その他
1980年 総数	1,741,504 (100.0)	239,990 (100.0)	704,737 (100.0)	54,579 (100.0)	337,767 (100.0)	59,558 (100.0)	112,058 (100.0)	1,595 5	31,930 (100.0)	133,211 (100.0)	44,158 (100.0)	21,921 (100.0)
女	389,890 (22.4)	140,061 (58.4)	57,486 (8.2)	8,679 (15.9)	5,165 (1.5)	6,859 (11.5)	34,801 (31.1)	(0.3)	31,715 (99.3)	70,619 (53.0)	27,731 (62.8)	6,814 (31.1)
男	1,351,614 (77.6)	99,974 (41.7)	647,251 (91.8)	45,900 (84.1)	332,602 (88.5)	52,699 (68.9)	77,257 (68.9)	1,590 215	62,592 (99.7)	16,427 (47.0)	15,107 (37.2)	15,107 (68.9)
1985年 総数	1,734,392 (100.0)	246,850 (100.0)	671,001 (100.0)	59,678 (100.0)	343,590 (100.0)	60,068 (100.0)	117,809 (100.0)	1,548 62	32,185 (100.0)	135,227 (100.0)	44,890 (100.0)	21,546 (100.0)
女	414,384 (23.9)	146,733 (59.4)	62,440 (9.3)	10,788 (18.1)	9,375 (2.7)	8,828 (14.7)	39,379 (33.4)	(4.0)	31,938 (99.2)	70,010 (51.8)	28,695 (63.9)	6,136 (28.5)
男	1,320,008 (76.1)	100,117 (40.6)	608,561 (90.7)	48,890 (81.9)	334,215 (97.3)	51,240 (85.3)	78,430 (66.6)	1,486 247	65,217 (96.0)	16,195 (48.2)	15,410 (36.1)	15,410 (71.5)
1990年 総数	1,988,572 (100.0)	302,594 (100.0)	787,325 (100.0)	66,778 (100.0)	390,646 (100.0)	66,777 (100.0)	116,401 (100.0)	1,534 71	36,422 (100.0)	140,960 (100.0)	47,972 (100.0)	31,163 (100.0)
女	554,666 (27.9)	199,498 (65.9)	114,930 (14.6)	12,327 (18.5)	15,185 (3.9)	13,971 (20.9)	44,480 (38.2)	(4.6)	35,894 (98.5)	76,444 (54.2)	31,532 (65.7)	10,334 (33.2)
男	1,433,906 (72.1)	103,096 (34.1)	672,395 (85.4)	54,451 (81.5)	375,461 (96.1)	52,806 (79.1)	71,921 (61.8)	1,463 528	64,516 (95.4)	16,440 (45.8)	20,829 (34.3)	20,829 (66.8)
1991年 総数	2,052,335 (100.0)	315,422 (100.0)	816,909 (100.0)	69,373 (100.0)	402,272 (100.0)	67,900 (100.0)	116,447 (100.0)	1,341 59	37,237 (100.0)	141,773 (100.0)	49,793 (100.0)	33,868 (100.0)
女	593,128 (28.9)	209,544 (66.4)	131,075 (16.0)	13,178 (4.7)	18,710 (4.7)	16,212 (23.9)	45,937 (39.4)	(4.4)	36,685 (98.5)	77,117 (54.4)	32,930 (66.1)	11,681 (34.5)
男	1,459,207 (71.1)	105,878 (33.6)	685,834 (84.0)	56,195 (81.0)	383,562 (95.3)	51,688 (76.1)	70,510 (60.6)	1,282 552	64,656 (95.6)	64,656 (45.6)	16,863 (33.9)	22,187 (65.5)
1992年 総数	2,127,713 (100.0)	331,579 (100.0)	848,301 (100.0)	73,100 (100.0)	415,960 (100.0)	69,688 (100.0)	116,998 (100.0)	1,155 57	38,567 (100.0)	143,598 (100.0)	51,875 (100.0)	36,883 (100.0)
女	636,356 (29.9)	220,215 (66.4)	147,906 (17.4)	14,450 (19.8)	22,766 (5.5)	18,712 (26.9)	47,834 (40.9)	(4.9)	37,927 (98.3)	78,703 (54.8)	34,647 (66.8)	13,139 (35.6)
男	1,491,357 (70.1)	111,364 (33.6)	700,395 (82.6)	58,650 (80.2)	393,203 (94.5)	50,976 (73.1)	69,164 (59.1)	1,098 640	64,895 (95.1)	17,228 (45.2)	23,744 (33.2)	23,744 (64.4)

文部省調べ

18. 学校管理職等への女子の登用状況

	職名	1980年			1985年			1990年			1992年		
		総数	女	男	総数	女	男	総数	女	男	総数	女	男
小学校	校長	人 23,413 24,147	人 476(2.0) 806(3.3)	人 22,937 23,341	人 23,748 24,449	人 544(2.3) 1,040(4.3)	人 23,204 23,409	人 23,689 24,202	人 968(4.1) 2,821(11.7)	人 22,721 21,381	人 23,673 24,098	人 1,418(6.0) 3,615(15.0)	人 22,255 20,483
	教員総数	467,953	264,932(56.6)	203,021	461,256	258,219(56.0)	203,037	444,218	259,188(58.3)	185,030	440,769	263,635(59.8)	177,134
中学校	校長	人 9,661 10,644	人 19(0.2) 55(0.5)	人 9,642 10,589	人 10,096 11,255	人 27(0.3) 155(1.4)	人 10,069 11,100	人 10,285 11,381	人 75(0.7) 303(2.7)	人 10,210 11,078	人 10,277 11,389	人 112(1.1) 391(3.4)	人 10,165 10,948
	教員総数	251,279	80,468(32.0)	170,811	285,123	96,714(33.9)	188,409	286,065	104,007(36.4)	182,058	282,737	107,150(37.9)	175,587
高等学校	校長	人 4,793 6,614	人 125(2.6) 73(1.1)	人 4,668 6,541	人 5,073 7,011	人 120(2.4) 85(1.2)	人 4,953 6,926	人 5,181 7,265	人 126(2.4) 118(1.6)	人 5,055 7,147	人 5,202 7,376	人 125(2.4) 135(1.8)	人 5,077 7,241
	教員総数	243,592	43,591(17.9)	200,001	266,809	49,985(18.7)	216,824	286,006	58,665(20.5)	227,341	284,409	60,534(21.3)	223,875
高等専門学校	校長	人 60 1,182 1,415	人 0(—) 5(0.4) 2(0.1)	人 60 1,177 1,413	人 61 1,279 1,485	人 0(—) 4(0.3) 4(0.3)	人 61 1,275 1,481	人 61 1,456 1,426	人 0(—) 5(0.3) 8(0.6)	人 61 1,451 1,418	人 61 1,552 1,409	人 0(—) 7(0.5) 15(1.1)	人 61 1,545 1,394
	教員総数	3,721	29(0.8)	3,692	3,770	32(0.8)	3,738	4,003	58(1.4)	3,945	4,126	83(2.0)	4,043
短期大学	学長	人 351 81	人 52(14.8) 8(9.9)	人 299 73	人 370 89	人 53(14.3) 12(13.5)	人 317 77	人 404 116	人 51(12.6) 10(8.6)	人 353 106	人 405 122	人 47(11.6) 13(10.7)	人 358 109
	教授	人 5,683 4,152	人 1,209(21.3) 1,633(39.3)	人 4,474 2,519	人 6,323 4,882	人 1,525(24.1) 1,906(39.0)	人 4,798 2,976	人 7,652 5,666	人 1,930(25.2) 2,148(37.9)	人 5,722 3,518	人 7,942 5,946	人 2,060(25.9) 2,255(37.9)	人 5,882 3,691
	教員総数	16,372	6,320(38.6)	10,052	17,760	6,895(38.8)	10,865	20,489	7,818(38.2)	12,671	21,170	8,141(38.5)	13,029
大学	学長	人 433 116	人 20(4.6) 2(1.7)	人 413 114	人 446 133	人 18(4.0) 2(1.5)	人 428 131	人 497 158	人 20(4.0) 2(1.3)	人 477 156	人 514 174	人 22(4.3) 2(1.1)	人 492 172
	教授	人 33,431 23,645	人 1,217(3.6) 1,537(6.5)	人 32,214 22,108	人 37,503 26,148	人 1,615(4.3) 1,846(7.1)	人 35,888 24,302	人 44,037 28,738	人 2,208(5.0) 2,311(8.0)	人 41,829 26,427	人 47,084 29,855	人 2,517(5.3) 2,555(8.6)	人 44,567 27,300
	教員総数	102,989	8,630(8.4)	94,359	112,249	9,582(8.5)	102,667	123,838	11,399(9.2)	112,439	129,024	12,380(9.6)	116,644

文部省調べ

19. 新規学卒就職者数、構成比及び就職率

			計	中学校卒	高等学校卒	短期大学卒	大學卒
就職者数 人	女	1980年	526,617	27,373	319,108	118,578	61,558
		1985年	524,874	26,925	299,311	131,748	66,890
		1990年	597,155	17,365	320,592	170,306	88,892
		1991年	606,514	15,206	315,547	177,179	98,582
		1992年	597,138	12,634	298,551	182,871	103,082
	男	1980年	554,776	40,042	280,585	10,578	223,571
構成比 %	女	1985年	538,778	43,602	264,601	9,122	221,453
		1990年	585,446	37,457	301,738	10,923	235,328
		1991年	598,120	32,795	305,067	10,955	249,303
		1992年	585,123	27,899	299,107	11,129	246,988
		1980年	100.0	5.2	60.6	22.5	11.7
		1985年	100.0	5.1	57.0	25.1	12.7
構成比 %	男	1990年	100.0	2.9	53.7	28.5	14.9
		1991年	100.0	2.5	52.0	29.2	16.3
		1992年	100.0	2.1	50.0	30.6	17.3
		1980年	100.0	7.2	50.6	1.9	40.3
		1985年	100.0	8.1	49.1	1.7	41.1
		1990年	100.0	6.4	51.5	1.9	40.2
就職率 %	女	1991年	100.0	5.5	51.0	1.8	41.7
		1992年	100.0	4.8	51.1	1.9	42.2
		1980年	29.4	3.2(83.1)	45.6(90.6)	76.4(83.1)	65.7(67.7)
		1985年	28.2	2.9(78.0)	43.4(90.0)	81.3(83.1)	72.4(75.4)
		1990年	27.7	1.8(69.0)	36.2(88.6)	88.1(90.4)	81.0(85.1)
		1991年	28.4	1.7(68.6)	34.8(88.8)	88.0(90.8)	81.8(86.1)
		1992年	28.3	1.5(67.4)	32.9(88.6)	86.8(89.9)	80.4(84.9)
	男	1980年	29.5	4.5(86.2)	40.2(83.3)	71.8(80.6)	78.5(84.6)
	1985年	27.7	4.5(88.3)	38.7(88.3)	72.6(82.4)	78.8(86.6)	
	1990年	26.6	3.7(79.8)	34.2(85.5)	72.9(83.2)	81.0(90.1)	
	1991年	27.5	3.4(79.6)	34.0(85.9)	73.0(83.6)	81.1(90.2)	
	1992年	27.4	3.1(78.5)	33.3(86.3)	70.6(81.3)	79.7(89.4)	

文部省調べ

$$(注) 就職率 = \frac{\text{就職進学者を含む就職者数}}{\text{卒業者}} \times 100$$

ただし、() 内の就職率は以下の算式による。

$$\text{大学} = \frac{\text{就職者}}{\text{卒業者} - \text{進学者} - \text{臨床研修医 (予定者を含む)}} \times 100$$

$$\text{短期大学} = \frac{\text{就職者}}{\text{卒業者} - \text{進学者}} \times 100$$

$$\text{高校、中学} = \frac{\text{就職者}}{\text{卒業者} - \text{進学者等 (就職進学者を除く)}} \times 100$$

20. 労働力人口等、就業者数等

		労働年齢人口	労 動 力 人 口			非労働力人口	労働力 人口比率	労働力人口 の男女別構 成比	失業率
			計	就 業 者	完全失業者				
総 数	1980年	千人 89,320	千人 56,500	千人 55,360	千人 1,140	千人 32,490	% 63.3	% 100.0	% 2.0
	1985年	94,650	59,630	58,070	1,560	34,500	63.0	100.0	2.6
	1990年	100,890	63,840	62,490	1,340	36,570	63.3	100.0	2.1
	1991年	101,990	65,050	63,690	1,360	36,490	63.8	100.0	2.1
	1992年	102,830	65,780	64,360	1,420	36,790	64.0	100.0	2.2
女	1980年	45,910	21,850	21,420	430	23,910	47.6	38.7	2.0
	1985年	48,630	23,670	23,040	630	24,720	48.7	39.7	2.7
	1990年	51,780	25,930	25,360	570	25,620	50.1	40.6	2.2
	1991年	52,330	26,510	25,920	590	25,610	50.7	40.8	2.2
	1992年	52,810	26,790	26,190	600	25,900	50.7	40.7	2.2
男	1980年	43,410	34,650	33,940	710	8,590	79.8	61.3	2.0
	1985年	46,020	35,960	35,030	930	9,780	78.1	60.3	2.6
	1990年	49,110	37,910	37,130	770	10,950	77.2	59.4	2.0
	1991年	49,650	38,540	37,760	780	10,880	77.6	59.2	2.0
	1992年	50,020	38,990	38,170	820	10,900	77.9	59.3	2.1

総務庁調べ

21. 年齢階層別労働率

	1980年		1992年	
	女	男	女	男
全体	47.6%	79.8%	50.7%	77.9%
15~19歳	18.5	17.4	17.6	19.4
20~24歳	70.0	69.6	75.6	74.5
25~29歳	49.2	96.3	64.0	96.4
30~34歳	48.2	97.6	52.7	98.0
35~39歳	58.0	97.6	62.4	98.1
40~44歳	64.1	97.6	70.5	98.2
45~49歳	64.4	96.5	72.0	98.0
50~54歳	59.3	96.0	67.6	97.1
55~59歳	50.5	91.2	55.6	93.6
60~64歳	38.8	77.8	40.7	75.0
65歳以上	15.5	41.0	16.7	38.2

総務庁調べ

22. 配偶関係別女子労働力率

	総 数	未 婚	有 配 偶	死別・離別
1980年	47.6%	52.6%	49.2%	34.2%
1985年	48.7	53.0	51.1	32.9
1990年	50.1	55.2	52.7	32.3
1991年	50.7	56.4	53.2	32.4
1992年	50.7	57.4	52.9	32.7

総務庁調べ

23. 従業上の地位別就業者数及び構成比

		計	自営業者	家族従業者	雇用者
就業者数 （万人）	女	1980年	2,142	293	491
		1985年	2,304	288	461
		1990年	2,536	271	424
		1991年	2,592	265	402
		1992年	2,619	263	375
	男	1980年	3,394	658	112
		1985年	3,503	628	99
		1990年	3,713	607	93
		1991年	3,776	594	87
		1992年	3,817	580	81
構成比 （%）	女	1980年	100.0	13.7	22.9
		1985年	100.0	12.5	20.0
		1990年	100.0	10.7	16.7
		1991年	100.0	10.2	15.5
		1992年	100.0	10.0	14.3
	男	1980年	100.0	19.4	3.3
		1985年	100.0	17.9	2.8
		1990年	100.0	16.3	2.5
		1991年	100.0	15.7	2.3
		1992年	100.0	15.2	2.1

総務庁調べ

24. 産業別就業者数及び構成比

		総 数	第1次 産 業	第2次 産 業	第3次 産 業
就業者数 (千人)	総	1980年 55,360	5,770	19,260	30,200
		1985年 58,070	5,090	19,920	32,830
		1990年 62,490	4,510	20,990	36,690
		1991年 63,690	4,270	21,600	37,520
		1992年 64,360	4,110	21,940	38,010
構成比 (%)	女	1980年 21,420	2,830	6,050	12,500
		1985年 23,040	2,440	6,510	14,000
		1990年 25,360	2,150	6,920	16,180
		1991年 25,920	2,010	7,110	16,690
		1992年 26,190	1,900	7,110	17,060
構成比 (%)	総	1980年 100.0	10.4	34.8	54.6
		1985年 100.0	8.8	34.3	56.5
		1990年 100.0	7.2	33.6	58.7
		1991年 100.0	6.7	33.9	58.9
		1992年 100.0	6.4	34.1	59.1
構成比 (%)	女	1980年 100.0	13.2	28.2	58.4
		1985年 100.0	10.6	28.3	60.8
		1990年 100.0	8.5	27.3	63.8
		1991年 100.0	7.8	27.4	64.4
		1992年 100.0	7.3	27.1	65.1

総務庁調べ

25. 業種別女子雇用者数

	1980年		1985年		1990年		1991年		1992年	
	千人	%								
総 数	13,540	100.0	15,480	100.0	18,340	100.0	19,180	100.0	19,740	100.0
農 林 業	90	0.7	90	0.6	110	0.6	120	0.6	120	0.6
漁 業	20	0.1	30	0.2	20	0.1	20	0.1	20	0.1
鉱 業	10	0.1	10	0.1	10	0.1	10	0.1	10	0.1
建 設 業	580	4.3	570	3.7	720	3.9	790	4.1	810	4.1
製 造 業	3,860	28.5	4,350	28.1	4,710	25.7	4,890	25.5	4,940	25.0
電気・ガス・熱供給、水道業	40	0.3	40	0.3	40	0.2	40	0.2	50	0.3
運輸・通信業	390	2.9	410	2.6	510	2.8	540	2.8	590	3.0
卸売・小売業 、飲食店	3,510	25.9	4,080	26.4	4,930	26.9	5,160	26.9	5,380	27.3
金融・保険業 、不動産業	820	6.1	900	5.8	1,210	6.6	1,240	6.5	1,230	6.2
サービス業	3,880	28.7	4,640	30.0	5,670	30.9	5,950	31.0	6,180	31.3
公務(他に分類されないもの)	330	2.4	350	2.3	360	2.0	370	1.9	380	1.9

総務庁調べ

26. 職業別雇用者数

		総 数	専門的・技術的の職業従事者	管理的の職業従事者	事 務 従事者	販 売 従事者	保安職業、サービス職業従事者	農林漁業作業者	運輸・通信従事者	採 挖 作業者	技能工、製造・建設作業者	労 務 作業者
総数 (万人)	1980年	3,971	364	217	867	497	342	40	229	4	1,260	148
	1985年	4,313	451	207	954	581	342	38	210	3	1,316	204
	1990年	4,835	594	234	1,088	680	384	39	216	2	1,342	245
	1991年	5,002	633	243	1,141	697	402	41	214	2	1,367	252
	1992年	5,119	652	252	1,162	715	422	42	211	3	1,384	265
女 (万人)	1980年	1,354	176	11	443	157	174	10	14	0	314	54
	1985年	1,548	211	14	507	183	174	10	11	0	352	86
	1990年	1,834	253	18	631	230	197	11	9	0	378	102
	1991年	1,918	267	20	669	242	207	12	10	0	385	104
	1992年	1,974	271	20	689	251	222	12	10	0	385	110
女子の比率 (%)	1980年	34.1	48.4	5.1	51.1	31.6	50.9	25.0	6.1	0.0	24.9	36.5
	1985年	35.9	46.8	6.8	53.1	31.5	50.9	26.3	5.2	0.0	26.7	42.2
	1990年	37.9	42.6	7.7	58.0	33.8	51.3	28.2	4.2	0.0	28.2	41.6
	1991年	38.3	42.2	8.2	58.6	34.7	51.5	29.3	4.7	0.0	28.2	41.3
	1992年	38.6	41.6	7.9	59.3	35.1	52.6	28.6	4.7	0.0	27.8	41.5

総務庁調べ

27. 1人当たりきまって支給する現金給与額及び所定内給与額(毎年6月)
 (事業所規模10人以上)

	きまって支給する現金給与額		所定内給与額	
	女	男	女	男
	千円	千円	千円	千円
1980年	122.5	221.7	116.9	198.6
1985年	153.6	274.0	145.8	244.6
1990年	186.1	326.2	175.0	290.5
1991年	195.7	340.6	184.4	303.8
1992年	203.6	345.6	192.8	313.5

労働省調べ

28. 標準労働者の年齢階級別所定内給与額の男女間格差（1992年）

年齢 (歳)	男子に対する女子の 所定内給与額の割合(%)	
	高 卒	大 卒
18～19	92.9	—
20～24	89.4	95.3
25～29	84.9	90.9
30～34	80.9	85.7
35～39	78.3	84.0
40～44	74.1	80.5
45～49	72.0	83.8
50～54	68.3	78.0

29. 新規学卒者の初任給額（事業所規模10人以上）

	中 卒			高 卒			高専・短大卒			大卒（事務系）		
	女 千円	男 千円	男女格差 (男=100)									
1980年	73.2	81.1	90.3	88.3	92.8	95.2	97.4	100.7	96.7	108.7	114.5	94.9
1985年	91.7	96.2	95.3	106.2	112.2	94.7	117.0	123.6	94.7	133.5	138.9	96.1
1990年	107.1	117.0	91.5	126.0	133.0	94.7	138.1	145.4	95.0	162.0	168.8	96.0
1991年	114.8	123.5	93.0	133.2	140.8	94.6	146.5	155.1	94.5	171.2	177.9	96.2
1992年	117.2	128.0	91.6	139.5	146.6	95.2	152.4	160.9	94.7	178.8	185.7	96.3

労働省調べ

30. 一人平均月間実労働時間数（事業所規模30人以上）

	総実労働時間数(時間)		所定内(時間)		所定外(時間)	
	女	男	女	男	女	男
1980年	164.1	181.2	158.1	164.1	6.0	17.1
1985年	162.5	182.4	155.8	163.6	6.7	18.8
1990年	155.3	179.4	148.1	159.5	7.2	19.9
1991年	153.0	176.2	146.2	157.3	6.8	18.9
1992年	150.2	172.2	144.5	156.1	5.7	16.1

労働省調べ

31. 労働組合員数及び推定組織率

	女			男			組合員総数 中に占める 女子の割合 (%)
	労働組合員 数(万人)	雇用者数 (万人)	推定組織率 (%)	労働組合員 数(万人)	雇用者数 (万人)	推定組織率 (%)	
1980年	338	1,374	24.6	886	2,638	33.6	27.6
1985年	339	1,545	22.0	893	2,756	32.4	27.5
1990年	339	1,854	18.3	880	3,021	29.1	27.8
1991年	346	1,953	17.7	887	3,109	28.5	28.0
1992年	352	2,002	17.6	895	3,137	28.5	28.2

労働省調べ、 総務庁調べ

(注) 1 各年の6月の数字。

組合員数

2 推定組織率 = $\frac{\text{組合員数}}{\text{雇用者数}} \times 100$

32. 短時間雇用者数（非農林業）

	総 数			女		
	雇用者数 (千人)	短時間 雇用者数 (千人)	雇用者中に占 める短時間雇 用者の割合 (%)	雇用者数 (千人)	短時間 雇用者数 (千人)	雇用者中に占 める短時間雇 用者の割合 (%)
1980年	38,860	3,900	10.0	13,230	2,560	19.3
1985年	42,310	4,710	11.1	15,160	3,330	22.0
1990年	47,480	7,220	15.2	17,950	5,010	27.9
1991年	49,720	8,020	16.1	19,070	5,500	28.8
1992年	50,860	8,680	17.1	19,620	5,920	30.2

総務庁調べ

(注) 短時間雇用者とは調査対象週において就業時間が35時間未満であった者をいう（季節的、不規則的雇用者を含む）。

33. 農家数及び農業就業人口

	農 家 数 (千戸)			農業就業人口 (千人)		
	総 数	専業農家	兼業農家	総 数	女	男
1980年	4,661 (100.0%)	623 (13.4)	4,038 (86.6)	6,973 (100.0%)	4,230 (61.7)	2,674 (38.3)
1985年	4,376 (100.0%)	626 (14.3)	3,750 (85.7)	6,363 (100.0%)	3,885 (61.0)	2,478 (39.0)
1990年	3,835 (100.0%)	592 (15.4)	3,243 (84.6)	5,653 (100.0%)	3,404 (60.2)	2,249 (39.8)
1991年	3,789			4,630 (100.0%)	2,686 (58.0)	1,944 (42.0)
	うち販売農家 2,936 (100.0%)	460 (15.7)	2,476 (84.3)			
1992年	3,742			4,522 (100.0%)	2,624 (58.0)	1,897 (42.0)
	うち販売農家 2,888 (100.0%)	451 (15.6)	2,437 (84.4)			

農林水産省調べ

(注) 1991、1992年の農業就業人口(総数、女、男)は販売農家についての数値である。

34. 農林業における従業上の地位別就業者数（1992年）

	総 数	自営業主	家族従業者	雇 用 者
女(千人)	1,810 (100.0%)	340 (18.8%)	1,350 (74.6%)	120 (6.6%)
男(千人)	1,940 (100.0%)	1,480 (76.3%)	260 (13.4%)	200 (10.3%)

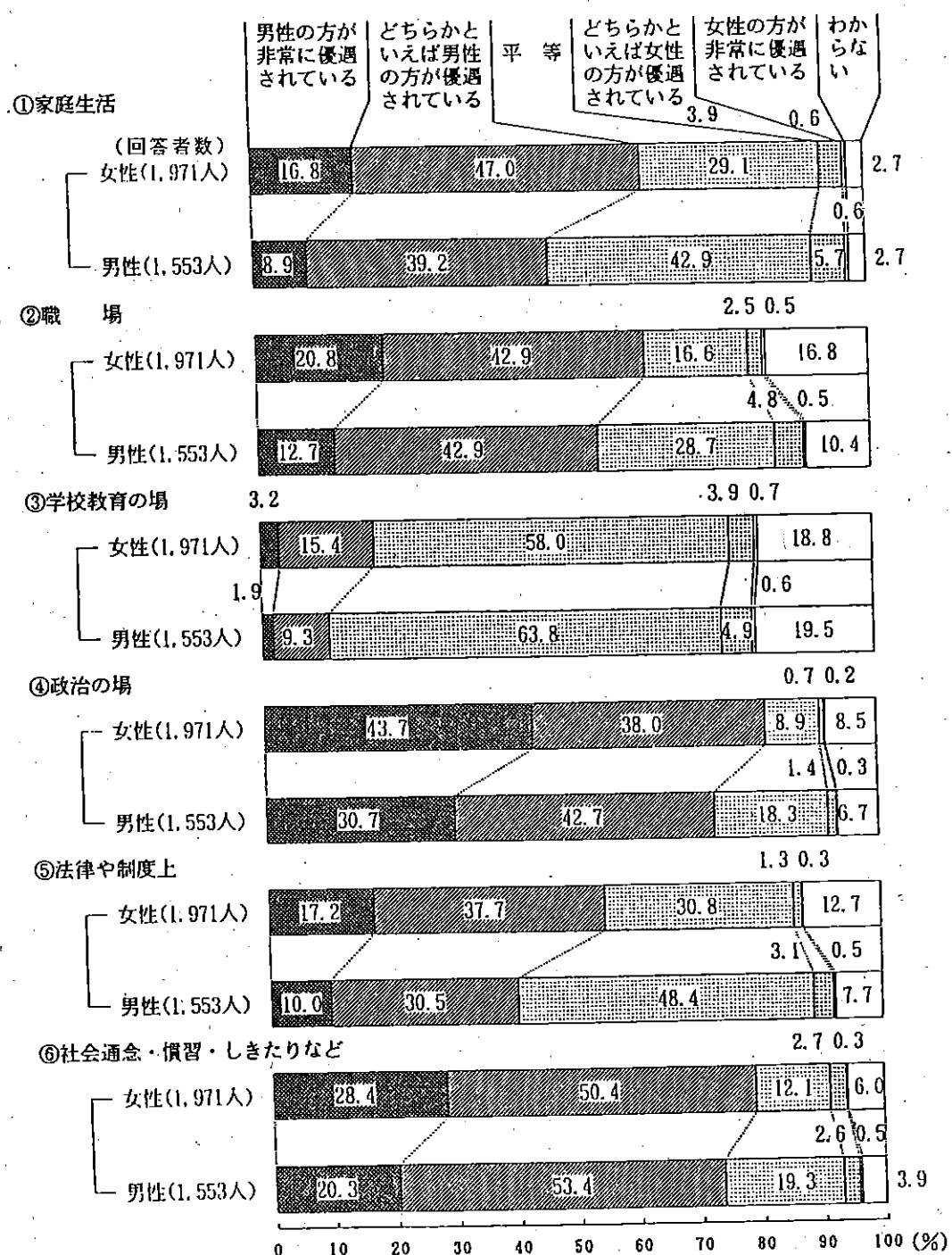
総務庁調べ

35. 農業協同組合への女子の参加状況

事業年度	正組合員数(個人)			役員数		
	総数	女	女子の割合	総数	女	女子の割合
1980年	5,635千人	497千人	8.8%	81,059千人	29人	0.04%
1985年	5,536	574	10.4	77,490	39	0.05
1990年	5,538	667	12.0	68,611	70	0.10
1991年	5,526	675	12.2	66,538	73	0.11

農林水産省調べ

36. 男女の地位の平等感 (1992年)



総理府調べ

37. 男女が平等になるために最も重要なこと (1992年)

	該当者数	力女性の向上自身を図る積極的1に	き社会通念、慣習、しきたりを改めること2	直法律や制度の面で見3	・登用する役職度にを女性採用を4	図や女性を支援する充実する施設5	その他	わからぬい
総 男 性 数	人 3,524	% 28.0	% 26.8	% 13.1	% 12.7	% 9.3	% 0.6	% 9.7
[男女別性別]	女 1,971	28.1	26.3	12.4	11.1	11.1	0.4	10.7
	男 1,553	27.8	27.3	13.9	14.7	7.1	0.8	8.4
[男女・年齢別性別]								
(女) 20歳～29歳	221	28.1	30.3	8.6	14.9	15.8	0.5	1.8
(女) 30歳～39歳	387	25.6	31.0	11.6	11.6	17.1	0.3	2.8
(女) 40歳～49歳	464	29.1	27.4	15.3	12.1	11.0	—	5.2
(女) 50歳～59歳	407	30.2	23.8	13.5	11.1	8.4	0.5	12.5
(女) 60歳以上	492	27.4	22.0	11.0	7.9	6.5	0.6	24.6
(男) 20歳～29歳	195	23.6	31.8	9.2	15.9	9.7	0.5	9.2
(男) 30歳～39歳	239	19.7	33.1	19.7	12.1	10.9	0.8	3.8
(男) 40歳～49歳	373	37.5	25.2	9.7	13.4	6.7	1.1	6.4
(男) 50歳～59歳	315	27.0	27.9	12.7	15.9	8.9	0.6	7.0
(男) 60歳以上	431	26.2	23.4	17.4	15.8	3.0	0.9	13.2
[都市規模別性別]								
(女) 東京都区部	119	36.1	23.5	16.8	7.6	9.2	—	6.7
(女) 政令指定都市	266	32.0	22.2	12.8	12.4	13.2	—	7.5
(女) 中小都市	694	29.7	27.7	12.8	10.7	9.7	0.4	9.1
(女) 町村	391	24.0	24.0	14.1	13.8	12.8	0.5	10.7
(女) 501	25.1	29.1	9.2	9.6	11.0	0.4	15.6	
[職業別性別]								
(女) 有職(小計)	1,081	29.0	27.5	12.7	10.8	12.6	0.2	7.2
(女) 自営業	111	24.3	27.9	16.2	10.8	9.0	0.9	10.8
(女) 家族従業者	262	24.0	26.7	15.6	9.2	12.6	0.4	11.5
(女) 被雇用者	708	31.6	27.7	11.0	11.4	13.1	—	5.1
(女) 無効働いていない主婦	890	27.0	24.9	12.0	11.3	9.2	0.6	14.9
(女) その他(無職)	714	27.5	25.5	12.7	11.9	10.1	0.4	11.9
(女) 既婚	176	25.0	22.7	9.1	9.1	5.7	1.1	27.3
[未婚既婚別性別]								
(女) 結婚している	1,560	28.1	26.0	12.8	11.2	12.4	0.3	9.3
(女) 未結婚	164	34.1	31.7	9.1	13.4	8.5	—	3.0
[末子年齢別性別]								
(女) 子ども有り(付)	1,710	26.9	25.8	12.8	11.1	11.6	0.4	11.3
(女) 5歳以下	264	20.5	29.5	11.7	14.4	20.8	0.8	2.3
(女) 6～10歳	194	28.9	29.4	12.9	12.9	13.4	—	2.6
(女) 11～15歳	197	26.9	25.4	13.7	11.7	16.2	—	6.1
(女) 16～20歳	244	33.2	28.3	14.3	10.2	8.2	—	5.7
(女) 21歳以上	811	26.6	23.2	12.5	9.6	8.1	0.6	19.4
(女) 子ども無し	261	36.0	29.5	9.6	11.1	7.3	—	6.5

*1 女性自身が経済力をつけたり、知識、技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること

*2 女性をとりまく様々な偏見や固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること

*3 法律や制度の面で見直しを行い、女性差別につながるものを探めること

*4 政府や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること

*5 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること

(第2条関係)

38. 被害者が女子である刑法犯の主要罪名別認知件数

(件、%)

	総 数	女 子								
			殺 人	強 盗	傷 害	窃 盗	詐 欺	強 姦	強制猥褻	
1972年	1,182,960	251,859 (21.3)	707 (35.0)	1,035 (41.4)	6,546 (15.2)	210,535 (20.9)	15,246 (26.4)	4,677 (100.0)	2,969 (94.6)	
1980年	1,192,795	321,347 (26.9)	630 (38.2)	950 (46.5)	4,474 (17.0)	285,880 (27.2)	14,665 (29.5)	2,610 (100.0)	2,663 (94.3)	
1985年	1,392,019	422,156 (30.3)	648 (36.9)	761 (44.9)	4,057 (18.2)	382,011 (30.6)	17,676 (31.7)	1,802 (100.0)	2,536 (95.9)	
1990年	1,480,680	487,289 (32.9)	414 (33.5)	610 (39.9)	3,471 (17.9)	449,503 (33.8)	12,384 (36.9)	1,548 (100.0)	2,625 (96.2)	
1991年	1,545,062	505,478 (32.7)	435 (36.0)	655 (38.0)	3,367 (18.1)	467,104 (33.8)	10,327 (35.7)	1,603 (100.0)	3,061 (96.4)	
1992年	1,575,659	511,551 (32.5)	423 (34.5)	758 (38.2)	3,590 (19.0)	469,727 (33.5)	10,986 (36.3)	1,504 (100.0)	3,400 (97.0)	

警察庁調べ

- (注) 1 交通関係業務を除く。
 2 被害者が複数いる事犯では、主たる被害者について計上してある。
 3 () 内は女子比である。
 4 法人・団体、被害者なしを除く。

39. 刑法犯（強制わいせつ、強姦）通常受理・処理人員

年	罪名	区分 通常受理	起訴 公判請求	不起訴			起訴率 (%)
				起訴猶予	その他	計	
1986年	強制わいせつ	1,377	452	64	388	452	50.0
	強 姦	1,841	777	125	343	468	62.4
1987年	強制わいせつ	1,305	437	76	399	475	36.1
	強 姦	1,881	803	161	360	521	60.6
1988年	強制わいせつ	1,398	454	68	400	468	49.2
	強 姦	1,786	805	155	302	457	63.8
1989年	強制わいせつ	1,491	528	94	402	496	51.6
	強 姦	1,627	745	134	268	307	65.2
1990年	強制わいせつ	1,417	490	94	394	488	50.1
	強 姦	1,540	789	132	607	739	50.0
1991年	強制わいせつ	1,479	576	92	406	498	53.6
	強 姦	1,555	818	109	268	377	63.5
1992年	強制わいせつ	1,566	554	106	460	566	49.9
	強 姦	1,431	699	140	241	381	64.7

(注) 起訴率は、起訴計 ÷ (起訴計 + 不起訴計) × 100 として算出した。

40. 売春関係事犯の検挙件数（売春関係事犯法令適条別）

(件)

		1980年	1985年	1990年	1991年	1992年
総 数		4,801	12,710	6,352	5,500	6,516
売 春 防 止 法	計	4,419	11,617	6,124	5,287	6,315
	勧誘等（第5条）	885	697	313	396	477
	斡旋等（第6条）	1,887	6,258	3,118	2,633	3,285
	困惑等による売春（第7条）	12	7	7	6	—
	対償の收受等（第8条）	5	—	2	2	—
	前貸等（第9条）	21	17	3	—	27
	売春をさせる契約（第10条）	1,073	4,193	2,491	2,015	2,311
	場所の提供（第11条1項）	174	183	57	99	76
	（第11条2項）	244	136	88	91	67
	売春をさせる業（第12条）	93	99	24	24	55
刑法	資金等の提供（第13条）	25	27	21	21	17
	淫行勧誘（第22章の罪）	—	4	—	1	—
	略取・誘拐（第33章の罪）	1	1	—	—	—
職安 業定 法	その他	5	29	11	6	16
	有害業務等へ紹介等（第63条）	45	215	71	54	63
	その他	3	8	2	1	—
児 童福 祉 法	児童に淫行させる行為（第34条1項6号）	308	691	115	133	106
	その他	13	135	28	17	16
労基 働準 法	中間搾取（第6条）	—	1	—	—	—
	その他	7	9	1	1	—
性病予防法		—	—	—	—	—

41. 売春防止法違反事件通常受理・処理人員

区分 年	通常受理	起訴			不起訴			起訴率 (%)
		求公判	求略式	計	起訴猶予	その他	計	
1986年	3,515	1,586	1,208	2,794	605	35	640	81.4
1987年	3,214	1,592	1,068	2,660	470	23	493	84.4
1988年	2,874	1,391	872	2,263	490	36	526	81.1
1989年	2,189	1,136	676	1,812	289	32	331	84.6
1990年	1,953	992	626	1,618	269	15	284	85.1
1991年	1,989	1,063	517	1,580	305	18	323	83.0
1992年	1,967	938	471	1,409	482	22	504	73.7

(注) 起訴率は、起訴計 ÷ (起訴計 + 不起訴計) × 100として算出した。

法務省調べ

(第3条関係)

42. 放送大学の在学生数及び卒業生数

	在 学 生 数 (人)			卒 業 生 数 (人)		
	総 数	女	男	総 数	女	男
1989年度				663	418	245
1学期	26,076	12,813	13,263			
2学期	23,971	11,960	12,011			
1990年度				744	447	297
1学期	29,701	14,413	15,288			
2学期	29,794	14,876	14,918			
1991年度				708	425	283
1学期	34,909	17,437	17,472			
2学期	39,006	18,598	20,408			
1992年度				855	527	328
1学期	41,468	20,587	20,881			
2学期	43,151	20,999	22,152			

文部省調べ

43. 公共職業能力開発施設数及び入校者の男女別構成比

	公共職業能力開発施設数(所)			入校者の男女別構成比(%)		
	総 数	国が設置	都道府県 が設置	総 数	女	男
1980年	399	104	295	100.0	27.5	72.5
1985年	380	104	276	100.0	20.2	79.8
1990年	383	106	277	100.0	30.6	69.4
1991年	382	105	277	100.0	34.0	66.0
1992年	382	105	277	—	—	—

労働省調べ

(注) 入校者の男女別構成比は、養成訓練及び能力再開発訓練の構成比である。

(第5条関係)

44(1) 男女別生活時間の配分(週全体) —平均—

(時間・分)

	女				男			
	1976	1981	1986	1991	1976	1981	1986	1991
1次活動	10.42	10.44	10.30	10.30	10.41	10.44	10.20	10.19
睡眠	7.56	7.48	7.39	7.34	8.15	8.06	7.56	7.50
身の回りの用事	1.07	1.03	1.10	1.15	0.52	0.50	0.51	0.56
食事	1.40	1.52	1.41	1.41	1.34	1.48	1.34	1.33
2次活動	8.04	8.01	7.54	7.46	7.38	7.43	7.41	7.33
通勤・通学	0.21	0.23	0.23	0.25	0.43	0.50	0.47	0.47
仕事	3.21	3.11	3.02	2.59	6.03	6.04	5.58	5.46
学生	0.31	0.28	0.30	0.30	0.39	0.35	0.38	0.36
家事	3.18	3.23	3.01	2.52	0.08	0.08	0.09	0.11
介護・看護	—	—	—	0.05	—	—	—	0.01
育児	—	—	0.27	0.22	—	—	0.02	0.03
買物	0.34	0.36	0.32	0.33	0.04	0.06	0.07	0.09
3次活動	5.14	5.15	5.36	5.44	5.41	5.33	5.59	6.08
移動	0.14	0.11	0.21	0.22	0.18	0.13	0.22	0.21
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	2.22	2.12	2.14	2.18	2.26	2.14	2.22	2.28
休養・くつろぎ	0.58	1.20	1.23	1.23	0.56	1.17	1.20	1.20
学習・研究	0.08	0.11	0.10	0.11	0.11	0.13	0.13	0.13
趣味・娯楽	0.25	0.30	0.28	0.31	0.35	0.36	0.34	0.40
スポーツ	0.05	0.06	0.07	0.08	0.12	0.14	0.14	0.14
社会的活動	0.04	0.02	0.02	0.05	0.05	0.02	0.02	0.05
際活動	0.27	0.22	0.26	0.27	0.29	0.26	0.31	0.31
受診	0.13	0.09	0.10	0.10	0.12	0.07	0.08	0.08
その他	0.19	0.11	0.14	0.11	0.17	0.10	0.12	0.09
(再掲)								
積極的余暇活動	0.42	0.49	0.47	0.55	1.03	1.05	1.03	1.12
在宅型余暇活動	3.20	3.32	3.37	3.41	3.22	3.31	3.42	3.48

総務庁調べ

- (注) 1 1976・1981年の「家事」には、「育児」が含まれている。
 2 「介護・看護」は、1991年調査から行動の種類として区分。
 3 「社会的活動」は、1986年以前は「社会奉仕活動」を示す。
 4 「積極的余暇活動」は、「学習・研究」「趣味・娯楽」「スポーツ」及び「社会奉仕活動」の合計。
 5 「在宅型余暇活動」は、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」及び「休養・くつろぎ」の合計。

44(2) 男女別生活時間の配分 (週全体) — 共働き

(時間・分)

行動の種類	妻		夫	
	1986	1991	1986	1991
1次活動	9.59	9.57	10.12	10.10
睡 眠	7.16	7.10	7.48	7.43
身 の 回 り の 用 事	1.04	1.09	0.48	0.52
食 事	1.39	1.38	1.36	1.35
2次活動	10.01	9.47	8.42	8.35
通 勤・通 学	0.25	0.26	0.45	0.46
仕 事	5.24	5.04	7.43	7.29
学 業	0.00	0.00	0.00	0.00
家 事	3.23	3.22	0.07	0.08
介 護・看 護	—	0.04	—	0.01
育 児	0.18	0.16	0.02	0.03
買 い 物	0.32	0.35	0.06	0.07
3次活動	4.00	4.16	5.06	5.15
移 動	0.17	0.18	0.20	0.19
テ レ ビ・ラ ジ オ・新 聞・雑 誌	1.40	1.46	2.07	2.13
休 養・くつろぎ	1.02	1.05	1.11	1.11
学 習・研 究	0.05	0.05	0.06	0.06
趣 味・娛 樂	0.17	0.19	0.27	0.31
ス ポ ー ツ	0.05	0.06	0.10	0.10
社 会 的 活 動	0.02	0.04	0.03	0.06
交 際・付 き 合 い	0.18	0.18	0.27	0.27
受 診・療 養	0.05	0.05	0.04	0.04
そ の 他	0.11	0.08	0.10	0.08
(再 揭) 積 極 的 余 暇 活 動	0.29	0.34	0.46	0.53
在 宅 型 余 暇 活 動	2.42	2.51	3.18	3.24

総務庁調べ

(注) 1 「介護・看護」は、1991年調査から行動の種類として区分。

2 「社会的活動」は、1986年は「社会奉仕活動」を示す。

3 「積極的余暇活動」は、「学習・研究」「趣味・娯楽」「スポーツ」及び「社会的活動」の合計。

4 「在宅型余暇活動」は、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」及び「休養・くつろぎ」の合計。

45. 保育所及び定員数

(人)

区分 年	保育所数	定員数
1980年	21, 960	2, 128, 190
1985年	22, 899	2, 080, 451
1990年	22, 703	1, 978, 989
1991年	22, 669	1, 968, 666
1992年	22, 637	1, 958, 796

厚生省調べ

(第7条関係)

46. 衆参両議員選挙における女子の参加状況

(千人、%)

		当 日 有 権 者 数		投 票 者 数		投 票 率	
		女	男	女	男	女	男
衆 議 院	1960年11月	28,351	25,962	20,193	19,731	71.2	76.0
	1963年11月	30,398	27,884	21,285	20,178	70.0	72.4
	1967年 1月	32,748	30,245	23,997	22,609	73.3	74.8
	1969年12月	35,799	33,461	24,746	22,704	69.1	67.9
	1972年12月	38,099	35,671	27,606	25,330	72.5	71.0
	1976年12月	40,203	37,724	29,769	27,468	74.0	72.8
	1979年10月	41,368	38,802	28,363	26,159	68.6	67.4
	1980年 6月	41,754	39,171	31,465	28,878	75.4	73.7
	1983年12月	43,448	40,804	29,674	27,567	68.3	67.6
	1986年 7月	44,585	41,842	32,331	29,377	72.5	70.2
	1990年 2月	46,555	43,768	34,734	31,482	74.6	71.9
	1993年 7月	48,650	45,828	33,124	30,424	68.1	66.4
参 議 院	1965年 7月	31,044	28,500	20,530	19,371	66.1	68.0
	1968年 7月	34,177	31,710	23,573	21,845	69.0	68.9
	1971年 6月	36,776	34,412	21,811	20,349	59.3	59.1
	1974年 7月	38,905	36,451	28,646	26,512	73.6	72.7
	1977年 7月	40,410	37,911	27,987	25,648	69.3	67.7
	1980年 6月	41,754	39,171	31,441	28,858	75.3	73.7
	1983年 6月	43,162	40,520	24,647	23,050	57.1	56.9
	1986年 7月	44,585	41,842	32,296	29,347	72.4	70.1
	1989年 7月	46,334	43,557	30,405	28,029	65.6	64.4
	1992年 7月	48,029	45,225	24,419	22,864	50.8	50.6

自治省調べ

47. 女性国會議員数

	国 会 議 員 数			衆 議 院 議 員			参 議 院 議 員		
	総 数	女 性 議 員 数	女性議員 の割 合	総 数	女 性 議 員 数	女性議員 の割 合	総 数	女 性 議 員 数	女性議員 の割 合
1950年11月	699人	24人	3.4 %	449 人	12 人	2.7 %	250人	12 人	4.8 %
1955年 5月	716	23	3.2	466	8	1.7	250	15	6.0
1960年 9月	698	24	3.4	451	11	2.4	247	13	5.3
1965年12月	704	24	3.4	454	7	1.5	250	17	6.8
1970年 1月	733	21	2.9	486	8	1.7	247	13	5.6
1975年10月	726	25	3.4	475	7	1.5	251	18	7.2
1980年 7月	762	26	3.4	511	9	1.8	251	17	6.8
1986年 1月	750	27	3.6	502	8	1.6	248	19	7.7
1986年 7月	763	29	3.8	512	7	1.4	251	22	8.8
1987年 3月	760	29	3.8	509	7	1.4	251	22	8.8
1988年 3月	757	29	3.8	506	7	1.4	251	22	8.8
1989年 2月	752	29	3.9	500	7	1.4	252	22	8.7
1989年 7月	749	40	5.3	497	7	1.4	252	33	13.1
1990年 2月	763	45	5.9	512	12	2.3	251	33	13.1
1992年 3月	751	46	6.1	502	12	2.4	249	34	13.7
1992年 7月	752	49	6.5	500	12	2.4	252	37	14.7
1993年 3月	749	49	6.5	497	12	2.4	252	37	14.7
1993年 7月	763	52	6.8	511	14	2.7	252	38	15.1

衆議院・参議院事務局調べ

48. 統一地方選挙における投票率

(%)

	1975年		1979年		1983年		1987年		1991年	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
知 事	73.06	70.72	65.18	62.93	64.92	61.40	61.58	57.89	56.41	52.36
都道府県議会議員	75.17	73.00	70.63	68.05	69.92	66.90	68.35	64.85	62.40	58.45
指定都市市長	71.47	67.50	70.78	66.32	73.81	68.04	69.44	64.34	67.31	64.02
指定都市市議会議員	66.48	62.33	59.99	55.54	62.64	57.26	61.01	55.53	54.56	48.98
市 長	78.54	75.13	77.28	73.25	74.44	70.21	72.44	68.02	69.24	63.72
市議会議員	79.45	75.50	78.26	73.78	77.62	72.72	72.57	67.89	68.13	62.45
特別区長	58.08	52.63	58.25	52.26	56.94	50.41	53.79	47.62	52.68	45.65
特別区議会議員	58.20	52.75	59.05	53.06	57.70	51.08	54.05	47.76	52.46	45.40
町 村 長	92.20	90.16	90.90	88.82	93.13	90.52	91.07	88.25	88.23	84.38
町村議会議員	93.68	91.56	93.62	91.18	93.47	90.79	91.70	88.67	89.03	85.1

自治省調べ

49. 地方議会における女性議員数

	都道府県議会			市 議 会			町 村 議 会			特別区議会			合 計		
	総 数	女性 議員数	女性 議員の 割 合	総 数	女性 議員数	女性 議員の 割 合	総 数	女性 議員数	女性 議員の 割 合	総 数	女性 議員数	女性 議員の 割 合	総 数	女性 議員数	女性 議員の 割 合
1980年	人 2,833	人 34	% 1.2	人 20,080	人 441	% 2.2	人 47,221	人 274	% 0.6	人 1,073	人 73	% 6.8	人 71,207	人 822	% 1.2
1985年	2,857	38	1.3	19,729	601	3.0	45,293	390	0.9	1,032	73	7.1	68,911	1,102	1.6
1990年	2,798	72	2.6	19,070	862	4.5	42,728	608	1.4	1,020	91	8.9	65,616	1,633	2.5
1991年	2,921	82	2.8	19,313	1,082	5.6	42,528	817	1.9	1,027	121	11.8	65,789	2,102	3.2
1992年	2,896	82	2.8	19,252	1,111	5.8	42,188	844	2.0	1,024	121	11.8	65,360	2,158	3.3

自治省調べ

50. 女性の大臣
(歴代の女性の大臣)

	在 任 期 間
厚生大臣	1960. 7. 19 ~1960. 12. 8
科学技術庁長官	1962. 7. 18 ~1963. 7. 18
環境庁長官	1984. 11. 1 ~1985. 12. 28
経済企画庁長官	1989. 8. 10 ~1990. 2. 28
環境庁長官	1989. 8. 10 ~1989. 8. 25
国務大臣（内閣官房長官）	1989. 8. 25 ~1990. 2. 28
科学技術庁長官	1990. 12. 29 ~1991. 11. 5
文部大臣	1992. 12. 12 ~1993. 8. 9
文部大臣	1993. 8. 9 ~
経済企画庁長官	1993. 8. 9 ~
環境庁長官	1993. 8. 9 ~

総理府調べ

51. 女性の政務次官（1985年以降）

	在 任 期 間
外 務	1984. 11. 2 ~1985. 12. 28
環 境	1988. 7. 22 ~1988. 12. 28
沖縄開発	1988. 12. 28 ~1989. 6. 3
沖縄開発	1989. 6. 3 ~1989. 8. 10
労 働	1989. 8. 10 ~1990. 2. 28
厚 生	1990. 12. 29 ~1991. 11. 5
労 働	1992. 12. 26 ~1993. 8. 12
総 務	1993. 8. 12 ~
科学技術	1993. 8. 12 ~

総理府調べ

52(1) 国の審議会等における女性委員

	審議会等 総 数	女性委員 を含む審 議会等数	女性委員を 含む審議会 等の割合		委員総数	女性 委員数	女性委員 の割合
			%		人	人	%
1980年	199	92	46.2	4,504	186	41	
1985年	206	114	55.3	4,664	255	5.5	
1990年	204	141	69.1	4,559	359	7.9	
1991年	203	154	75.9	4,434	398	9.0	
1992年	200	156	78.0	4,497	432	9.6	
1993年	203	164	80.8	4,560	472	10.4	

総理府調べ

(2) 地方公共団体の審議会等における女性委員

	審議会等 総 数	女性委員 を含む審 議会等数	女性委員を 含む審議会 等の割合		委員総数	女性 委員数	女性委員 の割合
年			%		人	人	%
1985	2,075	953	45.9	52,614	3,851	7.3	
1990	1,846	1,011	54.8	49,732	4,395	8.8	
1991	1,840	1,053	57.2	49,566	4,538	9.2	
1992	1,804	1,104	61.2	49,925	4,798	9.6	

労働省調べ

52 (3) 人権擁護委員数

	総 数(人)	女性委員数 (人)	女子の比率 (%)
1980年	11,500	1,360	11.8
1985	11,500	1,611	14.0
1987	11,500	1,661	14.4
1988	12,024	1,754	14.6
1989	12,548	1,981	15.8
1990	13,072	2,339	17.9
1991	13,072	2,546	19.8
1992	13,072	2,726	21.0

法務省調べ

53. 国家公務員の課長クラス以上への女子の登用状況

	国家公務員数			局長クラス			課長クラス		
	総数 (人)	女子 (人)	女子の 比率 (%)	総数 (人)	女子 (人)	女子の 比率 (%)	総数 (人)	女子 (人)	女子の 比率 (%)
1980年 (昭和54年度)	248,659	34,828	14.0	1,559	3	0.2	6,459	39	0.6
1985年 (昭和59年度)	245,386	34,574	14.1	1,623	2	0.1	6,815	47	0.7
1990年 (平成2年度)	240,502	35,143	14.6	1,627	8	0.5	7,316	61	0.8
1991年 (平成3年度)	240,094	35,719	14.9	1,571	5	0.3	7,330	62	0.8

人事院調べ

(注) 国家公務員数 = 行(一) + 指定職(平成2年度以降には昭和60年度に行(一)から分離され新設された専門行政職を含む。)

54. 地方公務員管理職への女子の登用状況

(1) 都道府県における管理職（本庁の課長相当職以上の数）

		総 数	女 子	女子の割合	前回比率 (1991.6.1)
本 庁	計	17,533人	271人	1.5%	1.4%
	知事部局	10,657	227	2.1	1.9
	教育委員会	1,286	31	2.4	1.7
支地 庁方 及事 び務 所	その他の	5,590	13	0.2	0.2
	計	20,350	904	4.4	4.3
	知事部局	15,957	814	5.1	5.1
及事 び務 所	教育委員会	1,482	29	2.0	1.1
	その他の	2,911	61	2.1	1.7

1992年6月1日 労働省調べ

(2) 都道府県における女子管理職の役職（本庁）

		女子管理職 総 数	部局長 クラス	次長クラス	課長クラス
知部 事局	実 数 (比率)	227人 (100.0%)	16人 (7.1%)	25人 (11.0%)	186人 (81.9%)
	前回実数(1991.6.1)	187	16	23	148
教委 育員 会	実 数	31	0	3	28
その 他	実 数	13	2	1	10

1992年6月1日 労働省調べ

55. 裁判官数

	合 計			判 事			判 事 指		
	総 数	女	女子の割合	総 数	女	女子の割合	総 数	女	女子の割合
1980年	人 2,747	人 76	% 2.8	人 2,134	人 43	% 2.0	人 613	人 33	% 5.4
1985年	2,792	93	3.3	2,183	49	2.2	609	44	7.2
1990年	2,823	141	5.0	2,214	68	3.1	609	73	12.0
1991年	2,828	156	5.5	2,191	71	3.2	614	85	13.8
1992年	2,835	171	6.0	2,191	71	3.2	621	100	16.1

最高裁判所調べ

56. 檢察官数

	合 計			一 級			二 級					
				検 事			検 事			副 檢 事		
	総 数	女	女子の割合	総 数	女	女子の割合	総 数	女	女子の割合	総 数	女	女子の割合
年 1980	人 2,129	人 25	% 1.2	人 537	人 5	% 0.9	人 701	人 19	% 2.7	人 891	人 1	% 0.1
1985	2,104	27	1.3	565	3	0.5	665	23	3.5	874	1	0.1
1990	2,059	44	2.1	570	6	1.1	617	36	5.8	872	2	0.2
1991	2,049	46	2.2	555	7	1.3	617	38	6.2	877	1	0.1
1992	2,039	49	2.4	566	6	1.1	608	42	6.9	865	1	0.1
1993	2,048	57	2.8	566	6	1.1	618	48	7.8	864	3	0.3

法務省調べ

57. 政党における女子の参加状況

政 党 名	区分 年	党 員 数			党 役 員 数		
		総 数	女	女子の比率	総数	女	女子の比率
自由民主党	1985年	1,902,814	593,547	31.2%	349	5	1.4 %
	1987	2,516,734	839,530	33.4%	447	9	2.0 %
	1991	2,199,251	790,309	35.9%	395	6	1.5 %
	1992	5,465,243	2,155,270	39.4%	393	6	1.5 %
	1993	3,827,660	1,437,909	37.6%	340	4	1.2 %
日本社会党	1985年	約 65,000	約 4,500	6.9	47	3	6.4 %
	1987	約 85,000	約 8,900	10.5	47	6	12.8 %
	1991	約135,000	約 21,000	15.5	32	4	12.5 %
	1992	約135,000	約 21,000	15.6	31	4	12.9 %
	1993	149,796	26,473	17.7	32	4	12.5 %
公 明 党	1985	約179,000	約 70,000	39.1	41	2	4.9 %
	1987	193,000	80,000	41.5	44	2	4.5 %
	1991	213,000	93,500	43.9	59	2	3.4 %
	1992	216,000	95,500	44.2	41	0	0 %
	1993	216,000	96,849	44.8	41	3	7.3 %
民 社 党	1985年	78,801	4,356	5.5	52	0	0 %
	1987	88,974	5,654	6.4	56	0	0 %
	1991	105,423	6,582	6.2	50	2	4.0 %
	1992	107,710	6,689	6.2	50	2	4.0 %
	1993	114,226	6,933	6.1	71	3	4.2 %
日本共産党	1985年	約480,000	約180,000	37.5	207	27	13.0 %
	1987	約480,000	約180,000	37.5	206	30	14.6 %
	1991	約490,000	約188,000	38.3	206	39	18.9 %
	1992	約490,000	約188,000	38.3	205	39	19.0 %
	1993	約490,000	約188,000	38.3	205	37	18.0 %

各政党事務局調べ

(第8条関係)

58. 国際機関等への日本の女性の参画状況

	1980年		1985年		1990年		1993年	
	総数	女	総数	女	総数	女	総数	女
国際連合事務局 (UN)	人 61	人 % 9(14.8)	人 79	人 % 21(26.6)	人 73	人 % 28(38.4)	人 73	人 % 34(46.6)
国際貿易開発会議 (UNCTAD)	5	0(—)	10	2(20.0)	9	3(33.3)	10	3(30.0)
国連開発計画 (UNDP)	25	6(24.0)	26	13(36.1)	37	19(51.4)	33	12(36.4)
国際人口活動基金 (UNFPA)	7	2(28.6)	7	4(57.1)	9	6(66.7)	11	6(54.5)
国連環境計画 (UNEP)	3	1(33.3)	7	3(42.9)	9	4(44.4)	9	2(22.2)
国連難民高等弁務官 (UNHCR)	12	3(25.0)	21	7(33.3)	28	11(39.5)	41	24(58.5)
国連児童基金 (UNICEF)	10	2(20.0)	31	14(45.2)	29	16(55.2)	27	15(55.6)
国連工業開発機関 (UNIDO)	16	3(18.8)	19	2(10.5)	31	9(29.3)	31	10(32.3)
国連大学 (UNU)	6	1(16.7)	11	3(27.3)	3	1(33.3)	4	1(25.0)
アジア・太平洋経済社会委員会(ESCAP)	25	1(4.0)	34	6(17.6)	19	5(29.4)	13	5(38.5)

	1980年		1985年		1990年		1993年	
	総数	女	総数	女	総数	女	総数	女
国際労働機関 (ILO)	20	3(15.0)	31	6(19.4)	23	4(17.4)	26	9(34.6)
国連食糧農業機関 (FAO)	人 34	人 % 2(5.9)	人 40	人 % 3(7.5)	人 41	人 % 6(14.6)	人 43	人 % 7(16.3)
アジア・FAO世界食糧 計画 (WFP)	—	—	4	1(25.0)	12	2(16.7)	12	3(25.0)
国連教育科学文化機関 (UNESCO)	26	4(15.4)	25	7(28.0)	34	10(29.4)	36	15(41.7)
世界保健機関 (WHO)	24	1(4.2)	37	4(10.8)	46	9(19.6)	44	9(20.5)
国際通貨基金 (IMF)	22	5(22.7)	28	7(25.0)	29	4(13.8)	31	7(22.6)
世界銀行グループ (IBRD, IDA, IFC)	53	14(26.4)	67	21(31.3)	98	34(37.4)	107	33(30.8)
アジア開発銀行 (ADB)	41	0(—)	62	1(1.6)	60	4(6.7)	65	2(3.1)
経済協力開発機構 (OECD)	32	0(—)	41	0(—)	48	6(12.5)	49	7(14.3)
国際電気通信連合 (ITU)	11	0(—)	9	0(—)	9	1(11.1)	5	1(20.0)

(第10条関係)

59. 社会教育関係施設数

	公民館	公民館 類似施設	図書館	博物館	青少年 教育施設	婦人 教育施設	社会 体育施設
1978年度	16,452	82	1,200	493	696	89	13,662
1981	17,222	163	1,437	578	940	119	19,391
1984	17,520	282	1,642	676	1,031	100	24,605
1987	17,440	566	1,801	737	1,053	199	34,409
1990	17,347	584	1,950	799	1,154	213	—

文部省調べ

60. 勤労者福祉施設数

	中小企業 クリエーション センター	全国勤労 青少年 会館	勤労総合 福 祉	勤労者 職業福祉 センター	勤労者 体育施設	勤労者 総合福祉 センター	共同福祉 施 設	勤労者 野外活動 施 設	勤 労 青少年 ホーム	勤 務 婦人の家
1975年度	6	1	2	22	165	—	62	42	313	69
1980年度	6	1	2	24	520	—	150	108	429	124
1985年度	6	1	4	24	805	—	269	152	516	195
1990年度	6	1	6	24	1,020	60	351	152	535	223

労働省調べ

61. 社会教育学級・講座数(学習内容別) (1990年度)

	計	青少年対象	成人一般 対象	婦人のみ 対象	高齢者のみ 対象	その他
計	74,006	10,360	34,586	16,869	7,949	4,242
教養の向上・情操の陶冶	28,352	3,880	12,129	6,734	4,795	814
体育・レクリエーション	16,098	4,312	6,294	2,696	1,281	1,515
家庭教育・家庭生活	17,175	474	10,591	4,830	357	923
職業知識・技術の向上	2,722	210	1,773	578	80	81
市民意識・社会連帯意識	6,599	810	2,981	1,467	942	399
その他の	3,060	674	818	564	494	510

文部省調べ

62. 設置形態別大学数及び講座（科目）数

(1990年度)

大学・講座 設置形態		全国の 大学・ 短大数	開校大学・短大数			講座（科目）数		
			女子大	共学	計	女子大	共学	計
国 立	大 学	96	2	25	27 (28.1 %)	8	46	54
	短 大	41	0	1	1 (2.4 %)	0	1	1
公 立	大 学	39	5	5	10 (25.6 %)	8	5	13
	短 大	54	4	6	10 (18.5 %)	14	6	20
私 立	大 学	372	42	44	86 (23.1 %)	89	78	167
	短 大	498	102	15	117 (23.5 %)	179	29	208
放送大学		1	0	0	0	0	0	0
計		1,101	155	96	251 (22.8 %)	298	165	463

文部省調べ

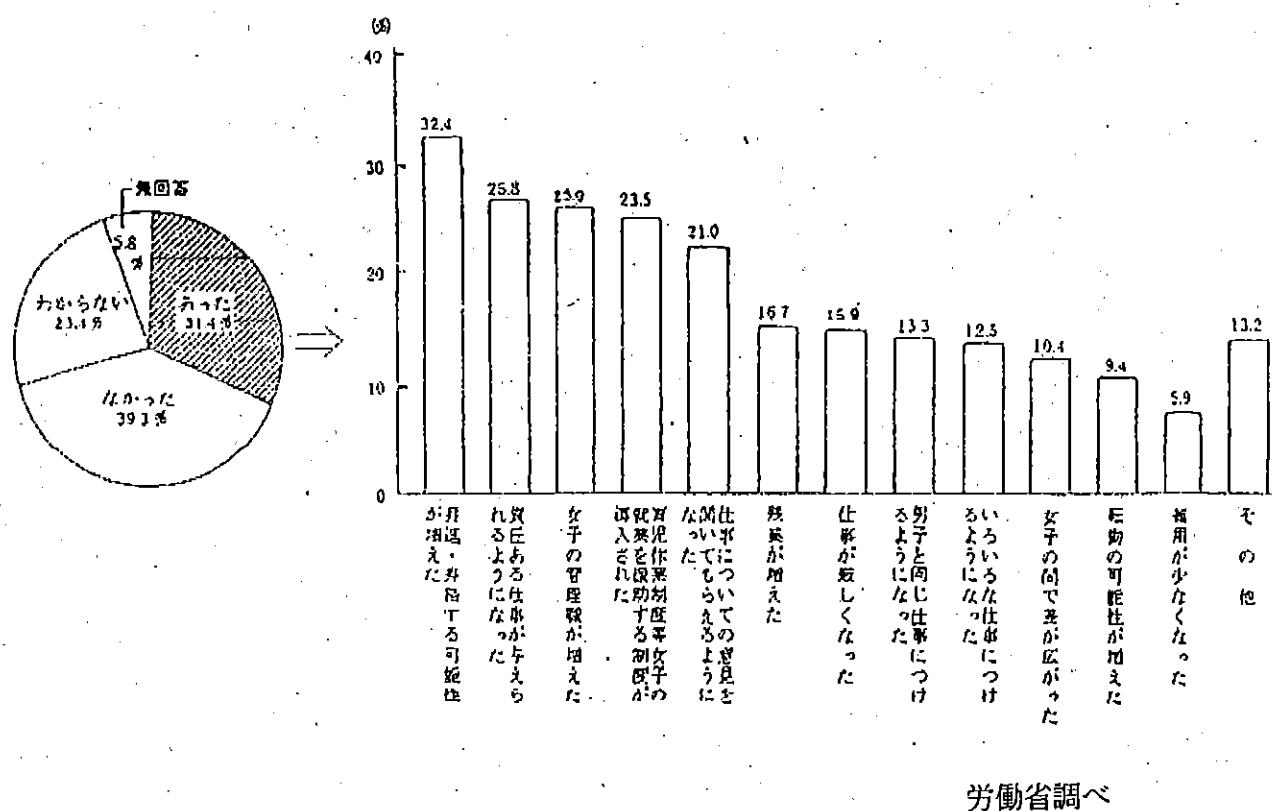
() 内は全国の大学・短大数に対する女性学関連講座（科目）開設大学・短大数の割合。

63. 設置者別の婦人教育施設数(1990年度)

計	国	都道府県	市(区)	町	村	組合	法人
214	1	15	55	16	1	—	126

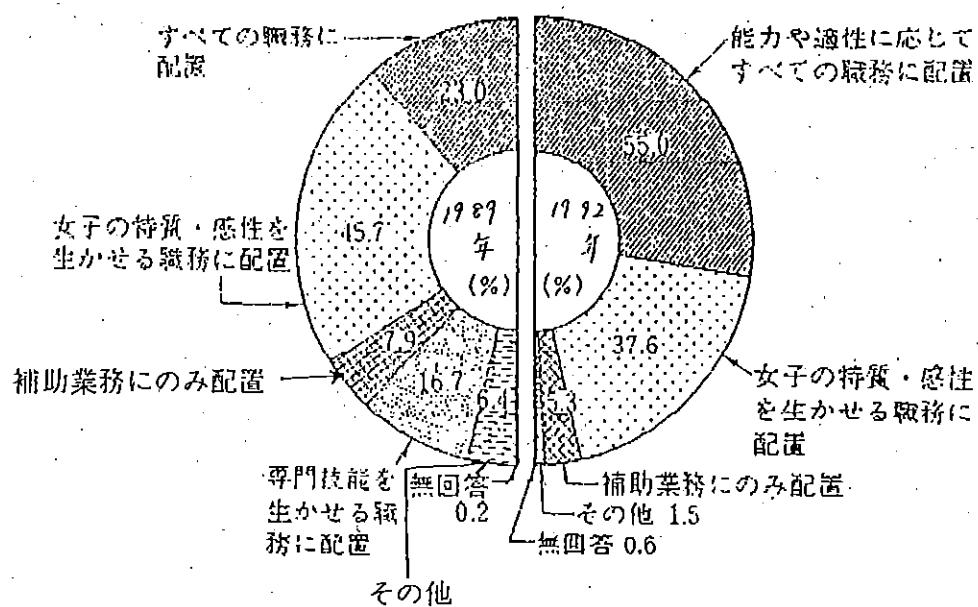
文部省調べ

64. 女子労働者からみた均等法施行後の雇用管理の変化 (M. A.) (1990年)



労働省調べ

65. 女性の配置についての企業の基本的な考え方の変化



労働省調べ

66. 女子の活用に当たっての問題点

(企業M. A.) (1992年)

顧客や取引先を含め社会一般の理解が不十分である

16. 4 (%)

中間管理職男子や同僚男子の認識、理解が不十分である

14. 1

女子には法的上の制約がある

17. 2

女子の勤続年数が平均的に短い

46. 4

一般的に女子は職業意識が低い

33. 1

家庭責任を考慮する必要がある

39. 5

女子の活用方法がわからない

1. 4

その他

3. 2

労働省調べ

67. 1人平均産前産後休業日数

(単位 日)

年	産 前	産 後
1965年	34. 4	46. 4
1971年	36. 4	46. 6
1973年	35. 1	47. 3
1974年	36. 2	47. 9
1976年	36. 4	48. 7
1978年	36. 6	48. 3
1981年	38. 5	48. 8
1985年	36. 4	49. 7
1988年	37. 0 (46. 5)	56. 0 (64. 4)
1991年	38. 5 (52. 4)	58. 1 (58. 8)

(注) ()は多胎の場合である。

労働省調べ

68. 機会均等推進責任者の選任状況

	総 数 (人)
1988年度末	20,361
1989年度末	32,087
1990年度末	40,570
1991年度末	46,431
1992年度末	50,234

労働省調べ

(第12条関係)

69. 妊産婦健康診査実施状況

(人)

	妊産婦受診延人員
1980年	312,466
1985	252,914
1990	160,610
1991	148,292
1992	151,808

厚生省調べ

70. 妊産婦保健指導実施状況

(人)

	妊 婦		産 婦	
	本年初回 被指導実人員	被指導 延人員	本年初回 被指導実人員	被指導 延人員
1980年	565,171	811,123	327,860	389,666
1985年	549,629	752,999	363,257	431,380
1990年	497,834	638,262	357,130	422,065
1991年	500,313	641,995	348,941	411,121
1992年	505,430	650,320	352,455	417,151

厚生省調べ

71. エイズ患者及びH I V 感染者の感染原因別数 (1993年6月末累積)

	エイズ患者数 (人)			H I V 感染者 (人)		
	総 数	女	男	総 数	女	男
総数	5 9 2	2 1	5 7 1	2, 7 6 5	5 8 3	2, 1 8 2
異性間の性的接触	6 9	1 3	5 6	5 2 3	3 3 6	1 8 7
同性間の性的接触	7 5	—	7 5	1 7 7	—	1 7 7
静注薬物濫用	2	—	2	8	—	8
母子感染	3	1	2	4	3	1
凝固因子製剤	3 7 5	1	3 7 4	1, 7 2 8	1 3	1, 7 1 5
その他・不明	6 8	6	6 2	3 2 5	2 3 1	9 4

厚生省調べ